

平成 19 年(2007 年)2 月 8 日  
建設委員会資料  
都市整備部土木担当

## 中野区自転車等駐車対策協議会答申について

### 1 答申の趣旨・経過

平成 18 年 6 月 5 日、区は中野区自転車等駐車対策協議会に、「中野区自転車利用総合計画」策定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について』 話問し、これまで協議会において計 4 回の協議を行い、平成 19 年 1 月 22 日答申を受けた。

協議会においては、特に、「鉄道事業者の役割」「買い物客用の自転車駐車場の整備」「自転車利用のルール、マナー」「自転車駐車場利用の費用負担」等について重点的に審議を行った。

### 2 答申の概要

中野区自転車利用総合計画の内容について次のような提案があった。

#### (1) 計画の目的 p.1

放置自転車対策にとどまらず、利用者の交通ルールの遵守・マナーの向上など自転車の安全利用についても計画の目的とした。

#### (2) 放置自転車に対する評価 p.4

「区内には、14箇所の鉄道の駅があり、そのうち13箇所で放置規制（禁止）区域の指定し、平成14年5月から放置規制（禁止）区域において、連日撤去を行っており、放置自転車の解消に大きく貢献している。」と放置自転車対策が進展しているという評価を示した。

#### (3) 自転車駐車場の整備 p.13

「区・道路管理者・鉄道事業者等の協力によりすべての鉄道駅周辺に、自転車駐車場の適正な整備を行う。特に自転車駐車場が整備されていない新中野駅周辺については、重点的に自転車駐車場を整備する。」こととした。

#### (4) 鉄道事業者の取り組み p.15

費用負担等、鉄道事業者と合意できなかった項目については、個々に注記し、「区は、自転車駐車場の整備のため、さらに鉄道事業者と協議し、対策の実効性を上げるために次の段階へ進むことを検討すべきである。」とした。

#### (5) 買い物客用駐車場の整備 p.15

「条例にもとづく附置義務の対象・設置方法等を再検討し、適正な自転車駐車場の確保に努める。」こととした。

#### (6) 放置規制の推進 p.16

「すべての鉄道駅周辺について、自転車駐車場の整備に併せて放置規制（禁止）区域を設定する。」こととした。

#### (7) 自転車利用者へのルール・マナーの普及啓発 p.17

自転車利用者の乱暴運転・危険行為等への苦情が絶えないことから、自転車利用者へのルール・マナーの普及啓発活動を強化することとした。

### **3 中野区自転車利用総合計画**

この答申を受け意見交換会を実施、計画案を作成し、パブリック・コメントを行い、計画を策定する。

### **4 今後の予定**

3月	素案策定
4月	素案について意見交換会
6月	計画(案)策定
6月～7月	パブリック・コメント実施
7月	計画策定

「中野区自転車利用総合計画」策定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について

答申

平成19年（2007年）1月

中野区自転車等駐車対策協議会

## [緒言]

健康と地球環境に配慮したライフスタイルである LOHAS(Lifestyle of health and Sustainability)という言葉をよく耳にするようになった。このライフスタイルの中で自転車が注目されている。自転車は、無公害で健康的、人間的な乗り物であり、基礎的な都市内交通の手段として再認識され、通勤、通学、買い物、スポーツなどに広く使用されている。

一方、放置自転車問題など、解決しなければならない課題も多い。

中野区では、昭和 40 年代後半から放置自転車が急増し、問題となってきた。

とりわけ、平成 4 年から平成 13 年までは、中野駅の放置自転車台数が約 2500 台と東京都調査で毎年ワースト 10 に名を連ねる事態となっていた。

このような中で、中野区自転車等駐車対策協議会（以下本協議会という）は、平成 7 年に設置され、自転車対策の方針に関する審議、鉄道事業者との協議等を行い、平成 9 年 3 月に中野区に答申を行った。

これを受け、中野区は、平成 9 年 12 月に「中野区自転車駐車対策総合計画」（平成 9 年～平成 18 年）を策定し、自転車駐車対策に取り組んできた。

これ以降、自転車放置規制（禁止）区域の拡大（8 駅から 12 駅まで）、自転車駐車場の整備（26 箇所）、放置自転車の撤去手数料の増額（2000 円から 5000 円へ）、撤去自転車の保管期間の短縮（2 ヶ月から 1 ヶ月に）、放置自転車の連日撤去などの対策に取り組み着実に成果を上げてきた。

この間、計画年次の中間点である平成 14 年には、本協議会第 2 期が設置され、自転車対策を検討・評価し、今後取り組むべき施策の提言を行った。

平成 18 年 6 月 5 日、中野区長は、本協議会第 3 期に「『中野区自転車利用総合計画』策定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について」諮問を行った。

これを受け、本協議会は平成 18 年 12 月まで計 4 回の審議をし、関係機関と協議等を行い、本答申を作成した。答申にあたり、本協議会では、まず、現在の自転車対策に対する評価について討議を行い、更に今後取組むべき施策の方向性について議論した。

特に「鉄道事業者の役割」、「買い物客用の自転車駐車場の整備」、「自転車利用のルール、マナー」、「自転車駐車場利用の費用負担」等について重点的に審議を行った。

本答申は、協議会の議論に基づき、様々な提案をしているが、各位の努力の下、答申の趣旨が総合計画に反映され、効果的に実施されることを望むものである。

平成 19 年 1 月 22 日

中野区自転車等駐車対策協議会

会長 太田勝敏

## 答申目次

第1章 はじめに	.....	1
第2章 自転車利用の現状と課題	.....	3
第3章 基本的な考え方	.....	12
第4章 施策の体系及び内容	.....	13
第5章 効果的な計画の推進のために	.....	19
駅別施策のメニュー	.....	20
名簿・審議過程	.....	35
資料	.....	37

答 申 月 日	計 画
第1期 平成 9 年 3 月	中野区自転車駐車対策総合計画 ( 平成 9 年 ~ 平成 18 年 )
第2期 平成 14 年 10 月	計画の進捗状況の確認
第3期 平成 19 年 1 月	仮称「中野区自転車利用総合計画」 ( 平成 19 年 ~ 平成 28 年 )

\* 仮称「中野区自転車利用総合計画」はこの答申を受け、中野区で策定予定。

# 第1章 はじめに

中野区自転車利用総合計画の目標、期間及び対象区域を次のように提案する。

## 【1】計画の目的

環境にやさしく区民に最も身近な交通手段である自転車を都市における主要な交通手段として位置づけ、駐車場施設や走行環境の整備を行うとともに、利用者の交通ルールの遵守・マナーの向上を図り、放置自転車のない、歩行者に安全なまちをつくることを目的とする。

## 【2】計画の性格

この計画は、「自転車法」第7条第1項に定める「自転車等の駐車対策に関する総合計画」であり、平成9年12月策定の「中野区自転車駐車対策総合計画」の後継の計画である。また、中野区基本構想、中野区都市計画マスタープラン、中野区交通安全計画等の上位・関連計画等との整合・連携を確保しながら、単に自転車等の駐車対策にとどまらず、その利用に関する総合的な施策の指針を示すものである。

## 【3】計画の期間

平成19年度（2007年度）から平成28年度（2016年度）までの10年間とする。なお、計画策定後の状況の変化等を踏まえて、概ね5年を目途に計画の見直しをするものとする。

## 【4】計画の対象区域

この計画の対象となる区域は、中野区全域とする。

なお、区内鉄道駅（富士見台駅を含む）周辺については、特に自転車の適正利用および駐車場などの施設整備を進める上で重点的に対策を講じる地域とする。図1のとおり。

## 【5】計画の構成

第1章 はじめに

第2章 自転車利用の現状と課題

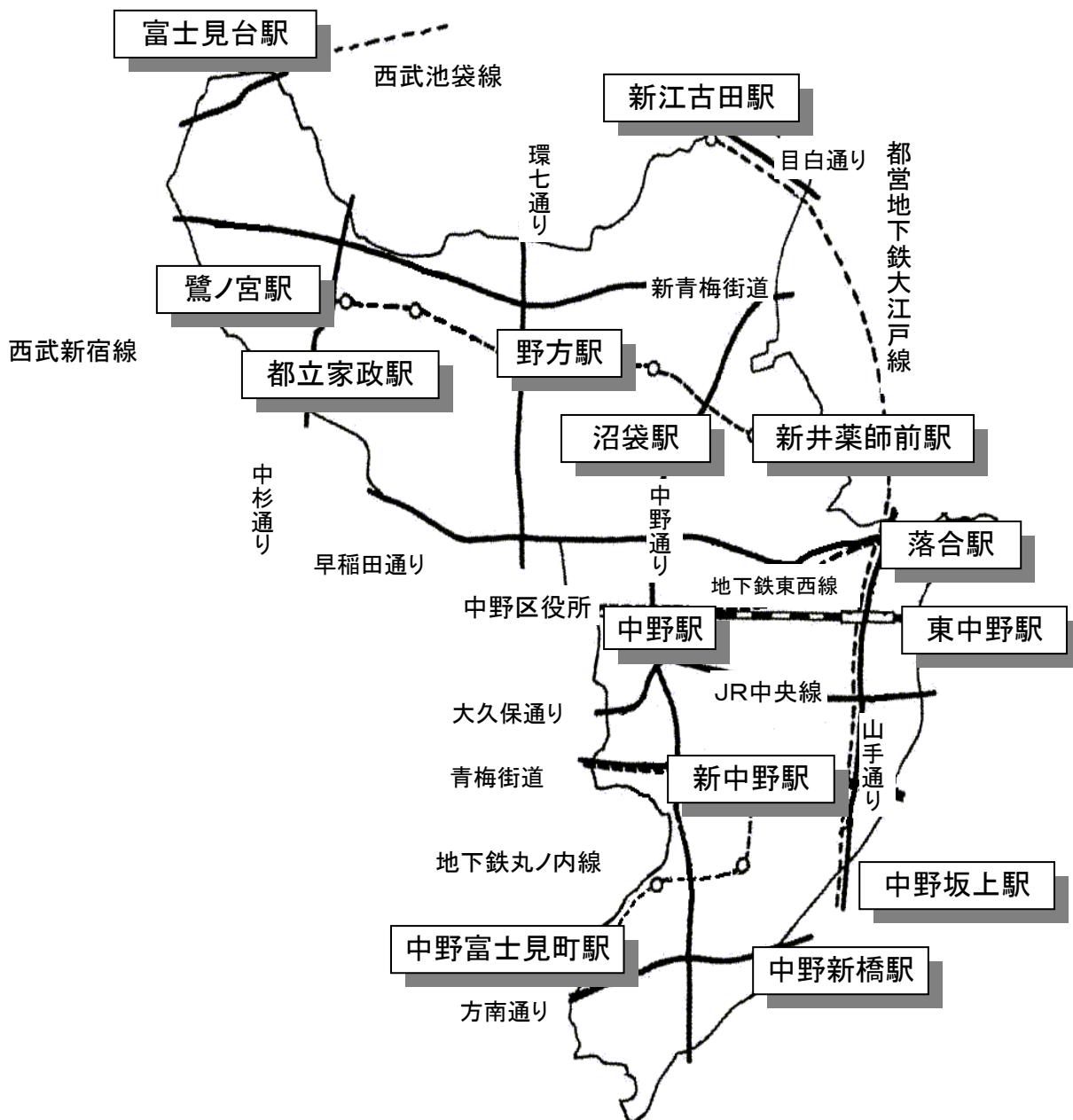
第3章 基本的な考え方

第4章 施策の体系及び内容

第5章 効果的な計画の推進のために

駅別施策のメニュー

図 1 鉄道駅周辺区域



## 第2章　自転車利用の現状と課題

### 【1】議論の前提として　－　自転車利用の位置づけ

自転車利用の現状と課題の分析に先立ち、自転車を都市交通の中でどのように位置づけるのかとの問題提起があり、放置自転車等の観点から利用を抑制的に考えるのか、環境重視の観点から利用を積極的に推進するのかとの議論があった。

自転車の利用形態は、通勤・通学目的を主体とした駅アクセス交通と、買い物等を目的とした交通に大別でき、双方の観点から議論をした。

#### 1. 駅へのアクセス交通手段として

第1期の協議会の議論で駅への徒歩圏は概ね500mを目安として設定することが提唱され、現計画にも掲載されている。

現在、500mの距離はあまり意味を持たないとしても、野放団な利用を容認すべきではなく、駅近隣在住の自転車利用者については、一定の利用制限は設けざるを得ない。

#### 2. 機動性に優れた地域住民の足として

自転車は、商店や公共施設等へのアクセス交通手段であるとともに、地域活動を支える機動性の高い区民の足として位置づけることができる。

しかし、その利用環境は必ずしも十分ではない。このため安全で便利な交通手段としての利用を担保するために、駐車場整備と併せ、将来的には、通行帯の確保や自転車専用道の設置など、走行環境の整備が望まれる。

## 【2】自転車利用の現状と課題-現在の自転車対策に対する評価

中野区は、平成9年12月に「中野区自転車駐車対策総合計画」（平成9年～平成18年）を策定し、自転車駐車対策に取り組んできたが、計画の最終年次にあたり、以下の項目について、対策の評価を行うとともに課題を提示した。

### 1. 放置自転車について

区内には、14箇所の鉄道の駅があり、そのうち13箇所で放置規制（禁止）区域の指定をしており、平成14年5月から放置規制（禁止）区域において、連日撤去を行っており、放置自転車の解消に大きく貢献している。

表1 中野区内各駅放置自転車数 平成18年10月 調査

NO	路線	規制の有無	駅名	A+B+C	A	B	C
				計	自転車	原付	自二
1	JR中央線・東京メトロ東西線	○	中野	350	171	108	71
2	JR中央線・都営大江戸線	○	東中野	126	74	33	19
3	西武新宿線	○	鷺宮	98	77	15	6
4	西武新宿線	○	都立家政	64	56	6	2
5	西武新宿線	○	野方	110	91	12	7
6	西武新宿線	○	沼袋	130	97	21	12
7	西武新宿線		新井薬師前	139	106	25	8
8	西武池袋線	○	富士見台	21	4	16	1
9	東京メトロ東西線	○	落合	25	6	13	6
10	東京メトロ丸ノ内線・都営大江戸線	○	中野坂上	109	55	42	12
11	東京メトロ丸ノ内線		新中野	775	655	82	38
12	東京メトロ丸ノ内線	○	中野新橋	94	50	22	22
13	東京メトロ丸ノ内線	○	中野富士見町	16	5	5	6
14	都営大江戸線	○	新江古田	45	30	11	4
	計		12	2,102	1,477	411	214

調査時には、新井薬師前駅は、放置規制（禁止）区域ではなかった。（規制は、平成19年1月から）

### 2. 放置自転車の撤去について

平成14年5月から連日撤去を行っている。

放置自転車の撤去は原則として次のような区分で行っている。

- ◆即時撤去…規制区域内の撤去（中野区自転車等放置防止条例第24条）
- ◆臨時撤去…規制区域外で大量の放置により危険な状態又は危険な状態になる恐れが大きいと認められるときの撤去（第25条第1項1号、2号）
- ◆長期撤去…継続して7日以上放置されている自転車の撤去（同条第1項3号）
- ◆道路上のごみ状自転車の撤去…道路管理者が処理
- ◆ごみ集積所に放置されたごみ状自転車…清掃事務所が処理
- ◆私道・民有地・公共用地の放置自転車…それぞれの管理者や所有者が処理

表2 撤去台数等の推移

年度	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
撤去数	17,482	18,393	18,298	23,127	23,418	22,550	38,639	37,045	34,250	31,280
返還数	11,697	12,383	11,668	15,101	14,835	11,572	19,355	18,237	16,364	14,609
返還率	67%	67%	64%	65%	63%	51%	50%	49%	48%	47%
処分数	5,684	5,809	6,706	8,713	8,588	10,111	18,246	18,947	18,684	16,426

### 3. 自転車駐車場の整備・運営について

26箇所の自転車駐車場(整理区画を含む)を運営しており、放置自転車の解消に役立っている。しかし、東京メトロ新中野駅周辺にはないので、整備の必要がある。

#### (1)自転車駐車場の整備等(平成14年度以降)

- 平14.10.1 東中野第二（130台）…山手通り（環六）拡幅に伴い廃止（130台減）
- 平15.4.1 中野駅北口中央（3550台）…中野駅北口広場拡張（365台増）
- 平15.4.1 沼袋地下（470台）…仮設保管場所設置に伴う駐車スペース減（280台減）
- 平15.4.1 東中野第一（206台）…山手通り（環六）拡幅に伴い廃止（206台減）
- 平16.4.1 中野駅北口中央（3580台）…南西部部分拡張（30台増）
- 平16.4.1 落合整理区画（120台）…新設
- 平16.7.1 東中野東整理区画（34台）…新設
- 平16.10.1 中野駅北口中央（3680台）…拡張（100台増）
- 平17.1.1 沼袋南整理区画（250台）…利用形態の変更（無料指定箇所から）
- 平17.1.1 野方東整理区画（570台）…利用形態の変更（無料指定箇所から）
- 平17.1.1 沼袋第一（18台）…新設（無料置場→有料制）バイク置場あり（14台）
- 平17.1.1 野方第一（140台）…新設（無料置場→有料制）
- 平17.4.1 野方第二（260台）…利用形態の変更（登録制→有料制）
- 平17.5.1 中野南（1300台）…利用形態の変更（自転車100台減、  
バイク置場50台再設置）
- 平17.5.1 鷺宮南（1356台）…利用形態の変更（自転車100台減、  
バイク置場50台再設置）
- 平17.10.1 中野駅北口中央（3780台）…拡張（100台増）
- 平17.10.1 中野新橋駅（250台）…新設（仮設置場から）
- 平17.11.1 落合整理区画（40台）…歩道部分拡張
- 平18.5.1 新井薬師北（100台）…新設
- 平18.12.1 新井薬師南（70台）…新設

## (2) 自転車駐車場の利用率

連日撤去を行うようになった平成 14 年以降着実に利用率が増えている。

### ①有料制自転車駐車場の利用率

平成 17 年度の利用率は、平均 80% であったが、鷺宮北など 100% を超える駐車場もある。

表 3 有料制自転車駐車場の 1 日平均利用者数及び利用率

年度	平 8	平 9	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14	平 15	平 16	平 17
個所数	8	9	9	13	13	13	13	13	15	16
適正収容台数	6,736	7,106	7,106	11,447	11,447	11,447	11,904	12,114	12,144	12,662
平均利用者数	4,038	3,974	4,851	5,958	6,282	6,602	8,015	8,970	9,404	10,262
利用率	56.8%	55.9%	52.7%	52.0%	54.9%	57.7%	66.8%	74.0%	76.9%	80.4%

※個所数及び適正収容台数は年度当初の数字。

### ②登録制自転車駐車場の利用率

平成 17 年度（2か所（新江古田、中野富士見町））の利用率は、111%となつてている。

※平成 16 年度利用率：野方第二 110%、新江古田 147%、中野富士見町 139%

### ③自転車等駐車整理区画の利用率

平成 17 年度（落合、東中野東、野方東、沼袋南）の利用率は、85%となつてている。

## 4. 街頭での放置防止指導・啓発活動について

自転車放置防止指導員による指導、放置自転車防止活動支援（クリーン作戦）、駅前放置自転車クリーンキャンペーンは、一定の成果を上げている。

### (1) 自転車整理員による指導

撤去については、自転車整理員（シルバー人材センター等）が放置自転車に警告書を貼り付け、一定時間を経過したもの撤去している。自転車整理員（平成 17 年度）は、区内 14 駅周辺全体で約 60 人配置されている。

### (2) 放置自転車防止活動支援（クリーン作戦）

区では、町会・自治会、商店会等の地域団体や住民団体などが行う自転車放置防止活動を支援しており、現在は 5~7 地域で活動を行っている（南中野、東部、鍋横、桃園、昭和、上高田、野方）。

区は、地域団体が集めたごみ状自転車の処分等の支援（トラックの借上げと処分）を行っている。

**表4 クリーン作戦実施結果**

年度	実施地域（実施日）	処分台数
平11	南中野(6/13)、上高田(6/27)、東部(11/24)、野方(12/2)、昭和(12/7)、鍋横(3/12)、桃園(3/10)	1227台
平12	南中野(6/18)、上高田(7/2)、東部(11/22)、野方(12/6)、昭和(12/5)、鍋横(3/11)、桃園(3/9)	1314台
平13	上高田(7/4)、昭和(10/16)、東部(11/21)、野方(12/6)、鍋横(12/16)、桃園(3/9)	1093台
平14	南中野(6/16)、上高田(7/16)、昭和(10/16)、東部(11/20)、鍋横(12/1)、野方(12/5)、桃園(3/7)	1409台
平15	上高田(7/6)、昭和(10/15)、東部(11/20)、鍋横(11/30)、野方(12/3)、桃園(3/5)	841台
平16	南中野(5/16)、上高田(7/4)、昭和(10/15)、野方(11/17)、東部(11/18)、鍋横(11/28)、桃園中止	985台
平17	上高田(7/10)、昭和(10/14)、東部(11/18)、鍋横(11/27)、野方(11/29)	756台

**(3) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン**

昭和 59 (1984) 年から毎年、都内全域で都・区市町村・警視庁などが実施。昭和 60 年からは首都圏（埼玉県、千葉県、神奈川県も参加）で実施。平成 8 年以降は 10 月 22 日～10 月 31 日の期間で実施。中野区では、町会や商店会などと連携して実施している。

**表5 クリーンキャンペーン実施場所等**

年	実施駅	実施日	撤去台数	参加人員 (括弧内は町会・自治会・商店会の内数)
平成8	都立家政	10/2、9	138台	68人(19人)
	東中野	10/29	251台	91人(29人)
平成9	新井薬師	10/24	170台	81人(38人)
平成10	新江古田	10/2	32台	38人(13人)
	都立家政	10/8	169台	39人(13人)
平成11	中野	10/27	575台	108人(69人)
平成12	中野	10/26	622台	148人(72人)
平成13	中野	10/29	422台	27人(3人)
	沼袋	10/23	80台	76人(53人)
平成14	中野	10/28	117台	47人(1人)
	東中野	10/24	163台	83人(46人)
平成15	中野	10/29	56台	39人(1人)
	沼袋	10/28	24台	70人(40人)
平成16	中野	10/28	40台	29人(1人)
	野方	10/22	54台	64人(40人)
平成17	中野	10/28	36台	22人(1人)
	中野新橋	10/25	25台	37人(20人)
平成18	中野	10/27	36台	23人(1人)
	新井薬師前	10/24	62台	64人(52人)

## 5. 民間自転車駐車場について

放置規制（禁止）区域周辺で、民営自転車駐車場を新設する事例（中野坂上駅2件）も見られ、放置自転車の撤去が新たなビジネスチャンスを生んでいる。

### （1）自転車駐車場設置（附置）義務

自転車法第5条第4項及び中野区自転車等放置防止条例第11条に基づき、商業地域及び近隣商業地域に建設する一定規模以上の百貨店・スーパー等の小売店、金融機関、パチンコ屋等の遊技場、スポーツ・文化施設などに自転車駐車場の設置を義務づけており、指導、届け出等の事務を行っている。小売店・飲食店の場合は、店舗面積400m<sup>2</sup>以上が対象で、20m<sup>2</sup>に1台の割合で設置しなければならない。

平成元年から18年3月までに、27件2,248台分が整備（検査済）された。

### （2）民営自転車駐車場

#### ①現状

中野区内の民営自転車駐車場については、現在6か所把握している。

富士見台駅2か所（約400台）、鷺ノ宮駅北口（135台…西武鉄道が設置）、新井薬師前駅（約30台）、中野坂上駅2か所（約180台）。

#### ②中野区民営自転車駐車場設置費補助制度

- ・根拠法規…中野区自転車等放置防止条例第35条、中野区民営自転車駐車場設置費補助要綱
- ・補助対象…おおむね50台以上の自転車駐車場を対象に、その建設費を補助（基準額の1/2）。

平成元年12月に制度を創設し、現在までに2件の実績があった（1件廃止している。）。

#### ③課題

- ・最近、民営自転車駐車場を専門とする業者が現れており、動向が注目されている。なお、民営自転車駐車場の経営が成り立つためには、行政が放置自転車撤去を強力に推進していくことが必要である。

## 6. 自転車対策事業の費用について

中野区の自転車対策に要する経費は、平成17年度決算で歳出約3億7700万円、歳入3億3700万円である。（平成13年度決算では歳出約2億7600万円、歳入1億5900万円）

### （1）自転車撤去

撤去作業は、民間業者からトラック（各車両とも「運転手1人・作業員2人」の体制）を借り上げ、区職員の指示に基づき作業員が撤去・積込み作業を

行い、保管場所に搬入している。

なお、平成 14・15・16 年度については、東京都の緊急地域雇用対策事業補助金を活用して、上記のトラックとは別に放置防止指導員の配置（主に中野駅）及びトラックの連日の供給を行った。この緊急地域雇用対策は警備会社に委託し、保管場所を含めて 30 人程度を雇用していたが 16 年度で事業終了した。

## (2) 自転車駐車場の運営

自転車駐車場の運営は、業者委託している。委託業者の従事者は、シルバー人材センターが 50 人程度、その他が 30 人程度である。

### ①有料制自転車駐車場(平成 17 年度)

シルバー人材センター…中野駅北口中央、中野駅北口西、鷺宮南、鷺宮東、  
都立家政北、都立家政南、野方第二、中野新橋駅、  
野方第一、沼袋第一、沼袋第二  
警備会社等…東中野駅、東中野南、中野坂上駅、中野南、沼袋地下、  
鷺宮北

### ②登録制自転車駐車場・整理区画

委託先は、シルバー人材センターであり、平成 17 年度は 2 か所（新江古田、中野富士見町）を委託している。

### ③夜間警備業務委託

中野駅北口中央自転車駐車場及び地下自転車駐車場（東中野駅、中野坂上駅、沼袋地下）については、有人夜間警備を警備会社に委託している。

## (3) 自転車駐車場内の放置自転車の移送処分

自転車駐車場内の長期放置や無断利用等の不正利用に対しては、注意札を貼り、適正利用を呼びかけている。また、再三の警告に従わない無断利用に対して施錠等を実施している。

なお、自転車駐車場内の長期放置自転車については、保管場所に移送を行っている。平成 17 年度は、有料制自転車駐車場で 510 台、登録制で 15 台、無料制で 49 台（無料制は平成 17 年 9 月末まで）、整理区画 278 台の合計 852 台を移送・保管した。

#### (4) 撤去自転車の処分

引き取りのない自転車で保管期間を過ぎたものについては、原則として廃棄物処理業者に委託して廃棄処分している（自転車法第6条第3項）。平成17年度は、1台310円。

平成13年10月からは、リサイクル推進と処分経費の節減を目的に古物商（八王子市）への売却を開始した。平成13年度は1台20円で2499台売却した。14年度は50円で売却したが、平成14年12月からは、新たに埼玉県内の古物商に対しても1台100円で売却を始めた。平成17年度は、1台120円。

表6 撤去自転車処分台数

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
売却台数	2,499	10,427	12,254	12,654	12,801
破碎処分数	8159	7132	5820	5414	4345

#### (5) 利用料収入等

表7 自転車駐車場利用料・登録手数料・整理手数料収入

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用料	196,094,200	218,575,700	231,021,400	252,273,800
登録手数料	2,084,600	2,475,300	2,277,100	1,988,340
整理手数料	—	—	6,950,200	8,145,350
合計	198,178,800	221,051,000	240,248,700	262,402,690

#### (6) 手数料・使用料の徴収

中野区の自転車対策事業は、放置自転車撤去と自転車駐車場運営の大きな柱から成り立っている。放置自転車撤去については、区は原因者負担として所有者等から自転車返還手数料5000円を徴収し、自転車駐車場利用者は、利用料を負担している。

## 参考　自転車対策費用の試算

### 平成17年度自転車対策の費用について(人件費・地代を含む)

#### 1. 自転車駐車場運営費用

##### (1) 支出

経費合計 910,618 千円 ÷ 収容台数 14,346 台 = 63,475 円  
63,475 円 ÷ 12 月 = 5,290 円

内訳(千円)

経費	人件費	地代	合計
246,762	29,059	634,797	910,618

##### (2) 収入

使用料・手数料 262,407 千円

##### (3) 差引き

収入 262,407 千円 - 支出 910,618 千円 = -648,211 千円

#### 2. 自転車撤去費用

##### (1) 支出

経費合計 369,686 千円 ÷ 撤去台数 31,280 台 = 約 12,000 円

内訳(千円)

撤去経費	人件費	地代	合計
147,353	80,154	142,179	369,686

##### (2) 収入

撤去手数料 70,035 千円

##### (3) 差引き

収入 70,035 千円 - 支出 369,686 千円 = -299,651 千円

※ 経費は、決算数値。

※ 人件費は、区職員人件費。委託業者の人件費は、経費に含む。

※ 地代は、時価に想定利回りをかけた金額

※ 施設の減価償却費は含まない。

## 第3章 基本的な考え方

### 【1】基本的的理念

自転車は、鉄道・自動車(自動二輪車を含む)・徒歩などと並ぶ都市における主要な交通手段であり、利用者がルールとマナーを守り利用すべき交通手段である。そのために、行政、事業者、利用者等自転車に関わる者がそれぞれの役割に応じた責務を果たしていくものとする。

### 【2】基本方針

自転車に対する交通施策は、国や都の取り組みがなければ十全の効果を上げることができない。このため、国、都の施策の動向を見守り、区の政策に照らして適切に判断し、区の対策に適宜反映させることが必要である。とりわけ、現在、都が策定中の「自転車総合対策」の内容を見て、都の計画との整合性を図っていく。

#### 1. 自転車利用の環境整備

区・道路管理者・鉄道事業者等の協力によりすべての鉄道駅周辺に、自転車駐車場の適正な整備を行う。

また、商店街は、買い物客用の駐車場の設置に努めることとし、区は駐車需要に応えるため、民間事業者が行う自転車等駐車対策関連事業の支援に努める。さらに、条例にもとづく附置義務の対象・設置方法等を再検討し、適正な自転車駐車場の確保に努める。

加えて、自転車の走行環境を向上するため、自転車走行レーン等の整備に努めるとともに、改正道路法施行令の趣旨を踏まえ、通行等の妨げにならない範囲で歩道上の自転車駐車場の設置にも努める。

#### 2. 自転車利用の適正化

すべての鉄道駅周辺について、自転車駐車場の整備に併せて放置規制(禁止)区域を設定する。さらに、自転車駐車場の利用状況に応じて、利用登録や利用料金の見直し等を行い、自転車駐車場への利用誘導や適正な運営に努める。

保管場所の撤去保管に要する経費は常に検証するとともにその節減に努め、適切な費用の負担を放置者に求めていく。

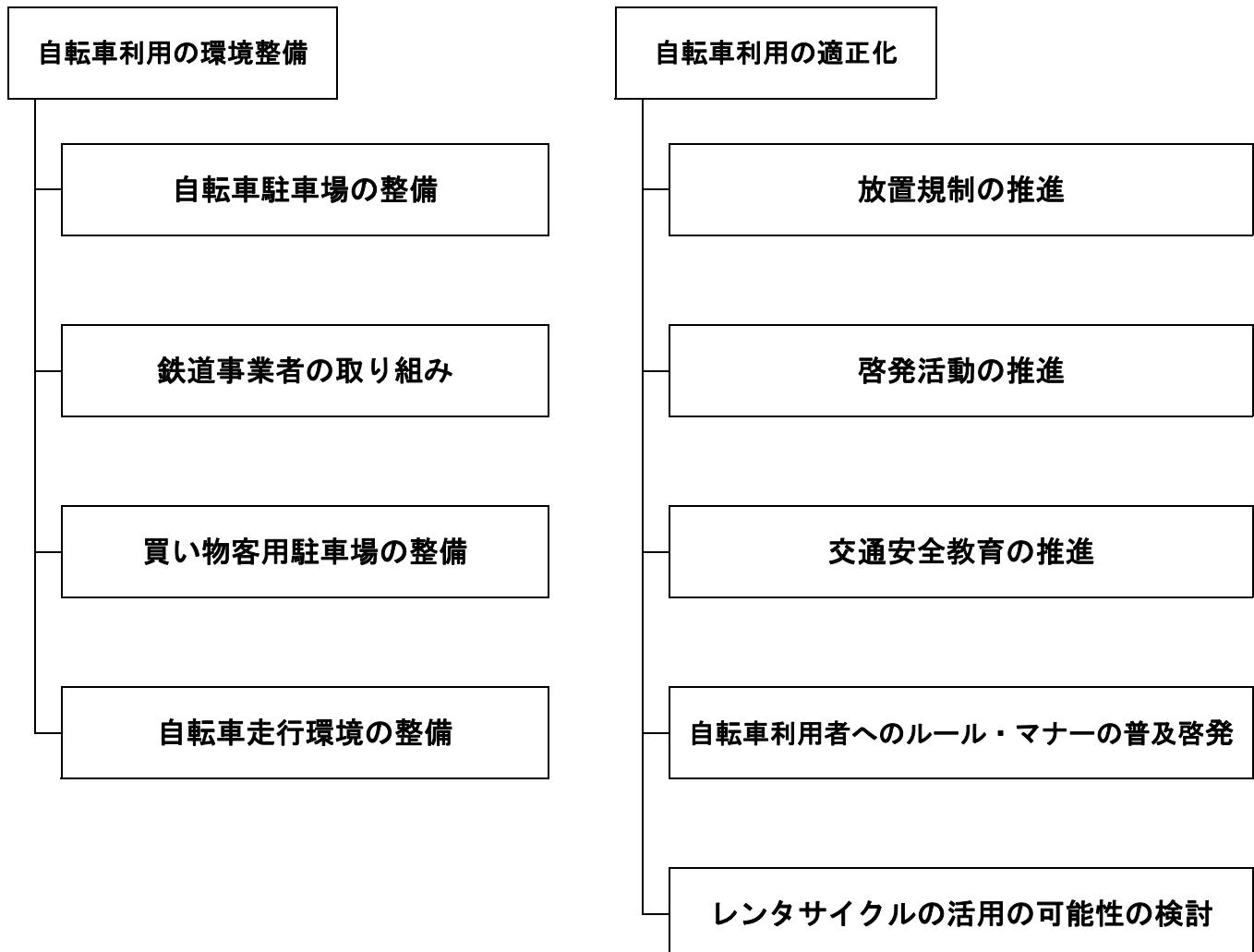
適正な自転車利用を促すため、利用者の責務を明確にするとともに、家庭や学校等の教育機関でのマナー啓発や指導の充実を図る。

また、駅周辺など特に乗入れが多い地域については、至近距離での利用自粛や自転車に代わりうるバス等の他の交通手段の利用環境の向上にも努めしていくとともに、レンタサイクルの活用の可能性についても検討を行っていく。

## 第4章 施策の体系及び内容

### 【1】施策の体系

図2



### 【2】施策の内容

基本方針をより具体化し、実効性を持たせるために、次の施策を提案する。

#### 1. 自転車利用の環境整備

##### (1) 自転車駐車場の整備

区・道路管理者・鉄道事業者等の協力によりすべての鉄道駅周辺に、自転車駐車場の適正な整備を行う。特に自転車駐車場が整備されていない新中野駅

周辺については、重点的に自転車駐車場を整備する。

また、地域の特性に応じた開場時間の設定、防犯対策の強化、自転車等のスマートな出し入れのための設備の改良、わかりやすい案内板の設置などにより、効率化および利便性の向上を図る。

①公共駐車場の整備による自転車駐車スペースの拡大

- 1) 新規駐車場の整備
- 2) 既存駐車場の立体化等による収容能力強化
- 3) 新規整備可能箇所（公共施設、公園、道路の地下利用等）への駐車場確保のための調査
- 4) 民間自動車駐車場の一部利用

自動車駐車場を、部分的に有償で借り受け、自転車駐車場として整備する。

②国、都の補助制度の積極的活用

駐車場整備を行うにあたり、街路事業（国）、特定交通安全施設等整備事業（国）、東京都自転車駐車場設置費補助事業などの国、都の補助制度を積極的に活用する。

③鉄道事業者との協議の継続

各駅の特殊性に鑑み、自転車法及び運輸省（現国土交通省）の通達に基づき、自転車駐車場の整備について区と鉄道事業者との協議を継続する。

④道路管理者との協議

東京都（道路管理者）は、環状七号線での自転車置場の設置協力（野方駅）、地下鉄大江戸線開通に伴う環状六号線地下への自転車駐車場（東中野駅、中野坂上駅）設置の実績がある。

中野区内の放置自転車の約4割が都道上にあり、区と東京都（道路管理者）は、連携して放置自転車対策に取り組む。

⑤障害のある方、高齢者等の利用に配慮した駐車場整備

既存施設を含め駐車場整備にあっては、わかりやすい案内板、誘導サインを整備するとともに、バリアフリーの観点から、ハンディキャップを持った人々に出入り口付近や低層部の優先的利用などの配慮をし、ラックの操作性の向上や車路幅の拡大などの整備を行う。

⑥公共施設の自転車駐車場整備

公共施設（官公署、図書館、体育館等）には、施設利用者のための駐車スペースを確保する。

⑦短時間利用者に対する無料駐車の検討

自転車駐車場周辺の放置自転車が多い現状や、利用率向上のためのインセンティブ施策として、短時間利用者に対する無料駐車を検討する。

## (2) 鉄道事業者の取り組み

鉄道事業者は、駅を使用する自転車利用者への顧客サービスの一環<sup>\*1</sup>としても、鉄道駅周辺の自転車駐車場の整備に取り組む。区が設置する自転車駐車場についても、自転車法第5条第2項に規定する費用負担<sup>\*2</sup>を含めた積極的な協力をする。

### ①駅アクセス自転車利用者のための駐車場の整備

- 1) 鉄道事業者敷地の有効利用による駐車場の確保
- 2) 整備可能性調査
- 3) 路線や駅舎の立体化等、将来の構造変更の際の自転車駐車場用地の確保
- 4) 区が設置する自転車駐車場について、応分の費用負担をする。<sup>\*3</sup>

### ②行政との協議の継続

各駅の特殊性に鑑み、自転車法及び運輸省(現国土交通省)の通達に基づき、自転車駐車場の整備について区との協議を継続する。

### ③その他可能な取組みの実施

- 1) 保管場所の提供
- 2) 人的措置(整理員や監視員等)<sup>\*4</sup>
- 3) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動
- 4) その他

(注)以下は、鉄道事業者との合意が得られていない主な項目である。

※1 顧客サービスの一環

※2 費用負担

※3 区が設置する自転車駐車場について、応分の費用負担をする。

※4 人的措置(整理員や監視員等)

区は、自転車駐車場の整備のため、さらに鉄道事業者と協議し、対策の実効性を上げるために次の段階へ進むことを検討すべきである。

## (3) 買い物客用駐車場の整備

商店街は、買い物客用の駐車場の設置に努めることとし、区は駐車需要に応えるため、民間事業者が行う自転車等駐車対策関連事業の支援に努める。さらに、条例にもとづく附置義務の対象・設置方法等を再検討し、適正な自転車駐車場の確保に努める。

### ①商店街等による買い物目的等の自転車利用者のための駐車スペースを確保する。

#### 1) 商店街等による共同駐車場の整備

買い物目的等の自転車利用者が利用できる共同の駐車場を、商店街等で整備する。そのために共同駐車場の整備を検討していく。また、必ずしも駐車場が当該施設にある必要はないので、隔地駐車場の整備も検討する。

#### 2) 既存の空地、未利用地を有効利用した駐車スペースの確保

狭小空地や未利用地について、空間の有効利用を図り、暫定的に駐車スペースとして利用する等、積極的な駐車スペースを確保する。

#### 3) 駐車スペースの確保に対する区の促進策

共同駐車場の整備に対する建設費補助の充実及び管理費補助を新設す

る。また、共同駐車場を整備した場合の個別店舗の附置義務を緩和する。

②商店街等による秩序ある駐車の誘導

買い物利用者の駐車した自転車の整理活動を実施し、加えて、買い物利用者に対する秩序ある駐車を促進する啓発活動を実施する。

また、公共及び民間駐車場、商店街共同駐車場、その他駐車スペースへ利用者を誘導する。さらに、共同駐車場の利用者に対する商店街等による特典の付与を考える。

③附置義務制度の強化

1) 基準の強化

自転車駐車場附置義務の対象となる施設及び規模を見直しする。

例えば、現在、対象となっていない病院等の施設を対象とする。

また、附置義務条例制定以前に立地している既存施設等に地域の実情に合わせ、現行基準に準じた自転車駐車場設置の協力義務を検討する。

2) 罰則規定の設置

附置義務違反者に対する措置は、現行では氏名等の公表に止まっているが、罰則規定を盛り込むことを検討する。

#### (4) 自転車走行環境の整備

道路管理者は、自転車の走行環境を向上するため、自転車走行レーン等の整備に努めるとともに、改正道路法施行令の趣旨を踏まえ、通行等の妨げにならない範囲で歩道上の自転車駐車場の設置に努める。

①自転車走行レーン等の整備

自転車が歩道通行可とされている道路について、自転車利用者のマナーの苦情が多いことから、車道上に自転車走行レーンの整備に努める。

②自転車の歩道通行の検証・見直し

区は、警察に対し、道路管理者等の協力を得ながら、歩道通行可とされている道路について、自転車走行の現状を把握・検証し、適正な指定および見直しを求めていく。

③歩道上の自転車駐車場の設置

改正道路施行令の趣旨を受け、道路管理者は、歩道上に自転車駐車場の設置を検討する。

## 2. 自転車利用の適正化

### (1) 放置規制の推進

- ①すべての鉄道駅周辺について、自転車駐車場の整備に併せて放置規制(禁止)区域を設定する。
- ②自転車駐車場の利用状況に応じて、利用登録や利用料金の見直し等を行い、自転車駐車場への利用誘導や適正な運営に努める。特に短時間利用につい

ては、無料の料金設定をするなど利用者の利便を図るよう検討する。  
③保管場所の撤去保管に要する経費は常に検証するとともにその節減に努め、適正な費用の負担を放置者に求めていく。

## (2) 啓発活動の推進

区、関係機関、地域は適正利用の啓発を推進する。

区は、広報紙やホームページ、CATVなどのメディアを通じて放置自転車の弊害や経費支出の現状を区民等に周知する。また、警察も同じくホームページ等の広報手段により、自転車の正しい運転ルールの周知や自転車事故の発生状況などを紹介し、自転車利用につきルールとマナーを守る意識の向上を図る。

## (3) 交通安全教育の推進

適切な自転車利用を促すため、利用者の責務を明確にするとともに、家庭や学校等の教育機関でのマナー啓発や指導の充実を図る。

### ① 小、中学校における交通安全教育の実施

小、中学校教育において、交通ルール、自転車利用のマナー、歩行者の安全に対する配慮、安全な乗り方等の自転車の安全利用に関する教育を充実する。

また、一部の自治体で小学校の高学年児童に行っている自転車運転免許制度は、一定の効果があることから制度の創設を視野に入れた検討をする必要がある。

### ② 高校に交通安全教育の要請

区内に所在する高校についても、同様の安全教育の充実を要請する。

### ③ 高齢者を対象とする交通安全運動

高齢者の交通事故が増加している状況に鑑み、地域、区、警察の連携のもと、自転車の安全な乗り方等の指導を推進する。

### ④ 自転車利用者一般を対象とする交通安全指導

自転車走行に関する交通法規の認識に欠ける自転車利用者が多くみられるのが現状であり、警察及び区は、街頭指導等の機会をとらえ、ルールや罰則規定の周知徹底に努める。

## (4) 自転車利用者へのルール・マナーの普及啓発

自転車の利用者の責務は、法令を遵守し、歩行者の安全を確保することであり、以下の各点について、ルール・マナーの普及、啓発を行っていく。

### ① 放置防止・駐車場利用の励行

自転車利用者は、自転車を駐車場以外の場所に放置しないのはもちろんのこと、近距離利用の自粛等、常に適正利用に心がける。

### ② 近距離利用の自粛

区は、近距離自転車利用者を主な対象に、徒歩への切り替えをPRし、過度な自転車利用の自粛を呼びかけていく。

### ③ 啓発活動への参加

地域が主体となった適正利用啓発を実施する。

### ④ 防犯登録

自転車の盗難時における被害回復や、所有者への速やかな連絡を可能にするため、防犯登録や氏名・住所の記載を徹底する。防犯登録の有効期限は10年である。

### ⑤ 安全運転の励行

自転車は左側通行であり、原則として、車道を走らなければならないが、自転車通行可の道路標識（標示）があるところなどは、歩道上を走行することができる。ところが、歩道は歩行者優先であり、歩道上を通行できる場合でも、歩行者には十分に注意を払い、横を通るときは十分に速度を落とすなど、安全に通過するよう注意を喚起する。

また、夜間・薄暮時のライト点灯、一時停止の励行や、2人乗り禁止、雨の日にカサをさして自転車に乗ることの危険性を訴えていく。

### ⑥ 罰則規定の周知

自転車は道路交通法上、軽車両に位置づけられ、交通法規の遵守が求められているが、手軽な自転車によるルール無視が横行している。自転車利用者が加害者となる交通事故も発生していることから、交通法規や罰則規定を周知していく。

### ⑦ 適切な取締の実施

現在、軽度な交通違反の取締りを行う仕組みである「交通反則通告制度」が、自動車とは異なり自転車には適用されない。自転車の交通違反を取締るためにには、刑事手続である交通切符（赤切符）しかないので、取り締まりは、酒酔い運転や信号無視などの悪質・危険な違反者に限られている。このことが、自転車によるルール無視の遠因となっている。

そこで、国や都では、この赤切符制度を補填するペナルティの仕組みを考えており、警察署は、取締のために新たな仕組みを効果的に実施できる体制を構築する。

## （5）レンタサイクルの活用の可能性の検討

レンタサイクルシステムは、居住者が預けた自転車を、他区から区内に来る通勤通学者等が利用する（またその逆利用を行う）ことで、駅直近の駐車スペースを効率利用できる可能性がある。しかし、現在レンタサイクルを実施している自治体では、成功の事例が少なく、利用・逆利用双方のニーズや

地域の特性を十分に把握しなければならない。

その活用については、他区が現在実施しているレンタサイクルの利用実態を精査するとともに、民間事業者、NPO等の参入動向、自転車販売店の参加協力の可能性等について、検討を行っていく。

## 第5章 効果的な計画の推進のために

### 【1】施策を具現化するための地域別自転車対策組織

第1期協議会(平成9年3月)で提案のあった「各駅の実情に応じた個別の自転車問題への対応を推進する組織」については、駅ごとの組織の設置にはいたっていない。しかし、町会・自治会、商店会等の地域団体や住民団体などが行っているクリーン作戦(自転車放置防止活動)が着実に成果を上げており、今後は、地域の自転車に関する問題解決は、この組織を中心に行うこととし、この活動を行っていない中野区内の他の地域にも実施を呼びかけていく。

### 【2】鉄道事業者との協議

この答申が出された後も、これで終わりとせずに区と鉄道事業者が引き続き協議し、問題解決を図るべきである。とりわけ、自転車駐車場が未設置の駅については、速やかに自転車駐車場を設置できるように努力すべきである。

これまでの10年間の鉄道事業者の対応は、こと放置自転車問題について、一部の新規路線を除き見るべきものではなく、企業の社会的責任を考えると、はなはだ不十分と言わざるを得ない。鉄道事業者は、区民の目に見える形で、放置自転車対策へ協力すべきである。

### 【3】検証

この答申を受け、区は計画を策定するが、計画策定後の状況の変化等を踏まえて、概ね5年を目途に計画の見直しをするものとする。

## 駅別施策のメニュー

### 凡例

#### 1. 乗降客数

自転車利用者は平成17年度の数

#### 2. 駐車場整備状況

区設置の自転車駐車場整備状況

#### 3. 自転車対策費

平成17年度決算数値(人件費を含まず\*)

#### 4. 問題点と施策の方向

区の施策の方向性

#### 5. 鉄道事業者の取り組み

鉄道事業者のこれからの取り組み

#### 6. 道路管理者の取り組み

道路管理者のこれからの取り組み

## 中野駅(JR 東日本・東京メトロ)

### 1. 乗降客数

乗降人員 約 28.5 万人 (平日一日平均 北口 6割、南口 4割)  
うち自転車利用者 6432 人(駐車台数 6126 + 放置台数 306)

### 2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	台数	利用率(17 年度)
中野駅北口中央	昭和 62 年 10 月	3,780 台	114.0%
中野駅北口西	平成 11 年 1 月	1,100 台	101.8%
中野南	平成 11 年 1, 2 月	1,300 台	92.3%

★昭和 63 年 10 月放置規制区域に指定

### 3. 自転車対策費

(1)放置自転車対策費 撤去台数 13,384 台 64,515 千円  
(2)自転車駐車場運営費 台数 2,387,764 台 68,854 千円

### 4. 問題点と施策の方向

#### (1)現況と問題点

中野駅周辺には、北口に 2か所、南口に 1 か所の自転車駐車場が整備され、合計 6,180 台分の駐車スペースが確保されている。しかし、北口の 2 か所の駐車場の利用率は 100% を超え、オーバーユースの状態にあり、連日撤去にもかかわらず、300 台近い放置自転車がある。

また、自転車保管場所についても、常に満杯状態にあり拡充が必要であり、更に、処分のための自転車保管場所として無償で借り受けている自警会跡地も将来的には使えない状況が考えられる。

#### (2)対策

##### ①北口駐車場

短期的には、オーバーユース解消のために現有面積の中で有効利用をし、駐車台数の拡大を図る。中長期的には、中野駅地区の整備計画、区役所・サンプラザ地区の再整備構想との整合を図り、駐車場を再配置する。

##### ②南口駐車場

中野駅南口地区のまちづくり推進にあわせ、中野南駐車場を再設置する。

##### ③自転車保管場所の確保

自転車保管場所を拡充する。

### 5. 鉄道事業者の取り組み

#### (1)北口駐車場

自転車駐車場の設置について、鉄道敷地の提供を検討する。

#### (2)南口駐車場

中野駅南口について、自転車駐車場設置への協力を検討する。

## **東中野駅**(JR 東日本・都営)

### 1. 乗降客数

約7.6万人(平日一日平均 西口 6割、東口 4割)  
うち自転車利用者 1175人(駐車台数 919 + 放置台数 256)

### 2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	台数	利用率(17年度)
東中野南	平成 7 年 4 月	590 台	29. 8%
東中野駅	平成 11 年 4 月	1,030 台	66. 7%
東中野東整理区画	平成 16 年 7 月	34 台	97. 1%

★ 平成 11 年 4 月放置規制区域に指定

### 3. 自転車対策費

(1)放置自転車対策費 撤去台数 3,598台 17,352千円  
(2)自転車駐車場運営費 台数 325,588台 25,830千円

### 4. 問題点と施策の方向

#### (1)現況と問題点

東中野駅周辺には、3か所の自転車駐車場が整備され、合計 1,654 台分の駐車スペースが確保されている。

#### (2)対策

東中野駅周辺整備に併せて、駅前広場の整備の中で自転車駐車場の整備を考えていく。

### 5. 鉄道事業者の取り組み

東中野駅周辺整備に併せて、駅前広場の整備の中で自転車駐車場整備に協力を検討する。

## 鷺ノ宮駅(西武)

### 1. 乗降客数

約2.4万人(平日一日平均 )

うち自転車利用者 1121人(駐車台数 1121 + 放置台数 0)

### 2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	台数	利用率(17年度)
鷺宮南	平成3年4月	1,356台	38.0%
鷺宮東	平成4年10月	400台	48.8%
鷺宮北	平成6年2月	248台	141.9%

★平成3年12月放置規制区域に指定

※ 駅北側には、事業者設置の自転車駐車場(収容台数350台)がある。

### 3. 自転車対策費

(1)放置自転車対策費 撤去台数 2,507台 12,161千円

(2)自転車駐車場運営費 台数 383,836台 17,509千円

### 4. 問題点と施策の方向

#### (1)現況と問題点

鷺ノ宮駅周辺には、3か所の自転車駐車場が整備され、合計2,004台分の駐車スペースが確保されている。しかし、鷺宮北駐車場は、常にオーバーユースであり、対策が必要である。

#### (2)対策

駅北側の駐車需要を充たすために、収容台数の拡充、駐車場の新設、再配置を図る。

### 5. 鉄道事業者の取り組み

西武新宿線沿線まちづくりの整備計画にあわせて区の自転車駐車場整備計画に協力する。また、駅の実情に合わせて、別途具体的に協議する。

## 都立家政駅(西武)

### 1. 乗降客数

約 1.9 万人(平日一日平均 )  
うち自転車利用者 399 人(駐車台数 399 + 放置台数 0)

### 2. 駐車場整備状況

名称	設置年月	台数	利用率(17年度)
都立家政北	平成 10 年 10 月	270 台	101.1%
都立家政南	平成 8 年 10 月	370 台	32.4%

★平成 10 年 10 月放置規制区域に指定

### 3. 自転車対策費

- (1)放置自転車対策費 撤去台数 805 台 3,856 千円  
(2)自転車駐車場運営費 台数 141,569 台 9,238 千円

### 4. 問題点と施策の方向

#### (1)現況と問題点

駅周辺には、2か所の自転車駐車場が整備され、合計 640 台分の駐車スペースが確保されている。

#### (2)対策

西武新宿線沿線まちづくりの整備計画にあわせて駐車場を再配置する。

### 5. 鉄道事業者の取り組み

西武新宿線沿線まちづくりの整備計画にあわせて区の自転車駐車場整備計画に協力する。また、駅の実情に合わせて、別途具体的に協議する。

## 野方駅(西武)

### 1. 乗降客数

約2.1万人(平日一日平均 )  
うち自転車利用者 654人(駐車台数 654 + 放置台数 0)

### 2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	台数	利用率(17年度)
野方第一	平成2年10月	140台	88.0%
野方第二	昭和62年2月	260台	77.7%
野方東整理区画(北東・北西)	昭和52年5月	226台	132.3%
野方東整理区画(南東・南西)	昭和52年5月	344台	151.2%

★平成17年4月放置規制区域に指定

### 3. 自転車対策費

- (1)放置自転車対策費 撤去台数 2,463台 11,865千円  
(2)自転車駐車場運営費 台数 230,641台 13,499千円

### 4. 問題点と施策の方向

#### (1)現況と問題点

駅周辺には、4か所の自転車駐車場が整備され、合計1,610台分の駐車スペースが確保されている。

#### (2)対策

西武新宿線沿線まちづくりの整備計画にあわせて駐車場を再配置する。

### 5. 鉄道事業者の取り組み

西武新宿線沿線まちづくりの整備計画にあわせて区の自転車駐車場整備計画に協力する。また、駅の実情に合わせて、別途具体的に協議する。

### 6. 道路管理者の取り組み

都道上に整理区画として自転車駐車場を設置しているが、放置規制区域を維持するために自転車収容台数の増大を図る。

## **沼袋駅(西武)**

### 1. 乗降客数

約 1. 6 万人 (平日一日平均 )  
うち自転車利用者 547 人 (駐車台数 547 + 放置台数 0)

### 2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	台数	利用率(17年度)
沼袋第一	昭和 59 年 12 月	18 台	50. 0%
沼袋第二	昭和 62 年 12 月	200 台	111. 0%
沼袋南整理区画	平成 5 年 1 月	250 台	60. 8%
沼袋地下	平成 6 年 6 月	470 台	48. 3%

★平成 6 年 11 月放置規制区域に指定

### 3. 自転車対策費

- (1) 放置自転車対策費 撤去台数 1,226 台 5,932 千円  
(2) 自転車駐車場運営費 台数 203,428 台 20,867 千円

### 4. 問題点と施策の方向

#### (1) 現況と問題点

駅周辺には、4か所の自転車駐車場が整備され、合計 938 台分の駐車スペースが確保されている。

#### (2) 対策

西武新宿線沿線まちづくりの整備計画にあわせて駐車場を再配置する。

### 5. 鉄道事業者の取り組み

西武新宿線沿線まちづくりの整備計画にあわせて区の自転車駐車場整備計画に協力する。また、駅の実情に合わせて、別途具体的に協議する。

### 6. 道路管理者の取り組み

都道上に整理区画として自転車駐車場を設置しているが、放置規制区域を維持するために自転車収容台数の増大を図る。

## **新井薬師前駅(西武)**

### 1. 乗降客数

約 3.0 万人 (平日一日平均 )

うち自転車利用者 272 人 (駐車台数 17 + 放置台数 255)

### 2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	台数	利用率(18 年度)
新井薬師北	平成 18 年 5 月	100 台	88. 0%
新井薬師南	平成 18 年 12 月	70 台	%

★平成 19 年 1 月放置規制区域に指定予定

### 3. 自転車対策費

(1) 放置自転車対策費 撤去台数 647 台 3,114 千円

(2) 自転車駐車場運営費

### 4. 問題点と施策の方向進捗

#### (1) 現況と問題点

駅周辺には、2 か所の自転車駐車場が整備され、合計 170 台分の駐車スペースが確保されている。ただし、この自転車駐車場は、緊急避難的に民間から短期に土地を借りて設置したものであり、恒久的なものではない。

#### (2) 対策

西武新宿線沿線まちづくりの整備計画にあわせて駐車場を再配置する。

### 5. 鉄道事業者の取り組み

西武新宿線沿線まちづくりの整備計画にあわせて区の自転車駐車場整備計画に協力する。また、駅の実情に合わせて、別途具体的に協議する。

## **富士見台駅(西武)**

### **1. 乗降客数**

約 2.1 万人 (平日一日平均 )  
うち自転車利用者 310 人 (駐車台数 310 + 放置台数 0)

### **2. 駐車場整備状況**

平成 3 年放置規制区域に指定

### **3. 自転車対策費**

- (1) 放置自転車対策費 撤去台数 136 台 593 千円
- (2) 自転車駐車場運営費

### **4. 問題点と施策の方向**

#### **(1) 現況と問題点**

駅自体は、練馬区にあり、共同で放置規制を行っている。

#### **(2) 対策**

放置規制の実効性が上がるよう練馬区との連携を密にする。

### **5. 鉄道事業者の取り組み**

放置自転車クリーンキャンペーンなど、中野区の放置自転車対策に協力する。

## **中野坂上駅(東京メトロ・都営)**

### 1. 乗降客数

約 6万人(平日一日平均 )

うち自転車利用者 526人(駐車台数 466 + 放置台数 60)

### 2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	台数	利用率(17年度)
中野坂上駅	平成11年4月	1,130台	29.3%

★平成11年4月放置規制区域に指定

### 3. 自転車対策費

(1)放置自転車対策費 撤去台数 2,028台 9,788千円

(2)自転車駐車場運営費 台数 119,656台 13,489千円

### 4. 問題点と施策の方向

#### (1)現況と問題点

駅周辺には、1か所の自転車駐車場が整備され、1,130台分の駐車スペースが確保されている。

#### (2)対策

駐車需要は、充足しているが、わかりやすい案内板、誘導サインの整備を整備するとともに、バリアフリーの観点から、ハンディキャップを持った人々に出入り口付近や低層部の優先的利用などの配慮をし、ラックの操作性の向上や車路幅の拡大などの整備を行う。

### 5. 鉄道事業者の取り組み

放置自転車クリーンキャンペーンなど、中野区の放置自転車対策に協力する。

## **新中野駅**(東京メトロ)

### 1. 乗降客数

約 3万人(平日一日平均 )

うち自転車利用者 737人(駐車台数 0 + 放置台数 737)

### 2. 駐車場整備状況

なし

### 3. 自転車対策費

(1)放置自転車対策費 撤去台数 260台 1,186千円

(2)自転車駐車場運営費

### 4. 問題点と施策の方向

#### (1)現況と問題点

庵間700台強の放置自転車があり、中野区内の鉄道駅で唯一自転車駐車場がないため、規制がかけられていない地域である。

自転車駐車場設置のための用地を探しているが、適地が見つからない現状がある。

#### (2)対策

①新中野駅西側の自転車駐車場については、東京都の中野通り拡幅事業の際、整備が予定されている杉山公園の中に設置を検討する。

②新中野駅東側の自転車駐車場については、民営自動車駐車場の一部の借り上げや区営施設建設予定地に設置を検討する。

### 5. 鉄道事業者の取り組み

区が設置を検討している自転車駐車場に対して、協力を検討する。

放置自転車クリーンキャンペーンなど、中野区の放置自転車対策に協力する。

## **中野新橋駅(東京メトロ)**

### 1. 乗降客数

約 2万人(平日一日平均 )

うち自転車利用者 225人(駐車台数 225 + 放置台数 0)

### 2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	台数	利用率(17年度)
中野新橋駅	平成1年4月	250台	88.8%

★平成17年10月放置規制区域に指定

### 3. 自転車対策費

(1)放置自転車対策費 撤去台数 998台 4,746千円

(2)自転車駐車場運営費 台数 39,893台 2,371千円

### 4. 問題点と施策の方向

#### (1)現況と問題点

駅周辺には、1か所の自転車駐車場が整備され、250台分の駐車スペースが確保されている。

#### (2)対策

駐車需要は、充足しているが、わかりやすい案内板、誘導サインの整備を整備するとともに、バリアフリーの観点から、ハンディキャップを持った人々に出入り口付近や低層部の優先的利用などの配慮をし、ラックの操作性の向上や車路幅の拡大などの整備を行う。

### 5. 鉄道事業者の取り組み

放置自転車クリーンキャンペーンなど、中野区の放置自転車対策に協力する。

## **中野富士見町駅(東京メトロ)**

### 1. 乗降客数

約 1.8 万人(平日一日平均 )  
うち自転車利用者 83 人(駐車台数 83 + 放置台数 0)

### 2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	台数	利用率(17 年度)
中野富士見町	平成 14 年 1 月	90 台	133%

★平成 17 年 11 月放置規制区域に指定

### 3. 自転車対策費

- (1)放置自転車対策費 撤去台数 353 台 1,631 千円  
(2)自転車駐車場運営費 台数 29,963 台 1,656 千円

### 4. 問題点と施策の方向

#### (1)現況と問題点

駅周辺には、2 か所の自転車駐車場が整備され、合計 90 台分の駐車スペースが確保されている。

#### (2)対策

駐車需要は、充足しているが、わかりやすい案内板、誘導サインの整備を整備するとともに、バリアフリーの観点から、ハンディキャップを持った人々に出入り付近や低層部の優先的利用などの配慮をし、ラックの操作性の向上や車路幅の拡大などの整備を行う。

### 5. 鉄道事業者の取り組み

放置自転車クリーンキャンペーンなど、中野区の放置自転車対策に協力する。

## **落合駅**(東京メトロ)

### 1. 乗降客数

約 2.1 万人(平日一日平均 )  
うち自転車利用者 120 人(駐車台数 120 + 放置台数 0)

### 2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	台数	利用率(17 年度)
落合整理区画	平成 16 年 4 月	160 台	134. 2%

★平成 16 年 5 月放置規制区域に指定

### 3. 自転車対策費

- (1)放置自転車対策費 撤去台数 522 台 2,521 千円  
(2)自転車駐車場運営費 台数 43,320 台 1,656 千円

### 4. 問題点と施策の方向

#### (1)現況と問題点

駅周辺には、2 か所の自転車駐車場が整備され、合計 160 台分の駐車スペースが確保されている。隣接している新宿区の区域も放置規制区域となっている。

#### (2)対策

新宿区との連携を密にして、放置規制を実効性が上がるようとする。

### 5. 鉄道事業者の取り組み

放置自転車クリーンキャンペーンなど、中野区の放置自転車対策に協力する。

## **新江古田駅(都営)**

### 1. 乗降客数

約 1.4 万人(平日一日平均 )

うち自転車利用者 165 人(駐車台数 165 + 放置台数 0)

### 2. 駐車場整備状況

名 称	設置年月	台数	利用率(17 年度)
新江古田	平成 10 年 1 月	200 台	150. 0%

★平成 10 年 10 月放置規制区域に指定

### 3. 自転車対策費

(1)放置自転車対策費 撤去台数 820 台 4,404 千円

(2)自転車駐車場運営費 台数 59,565 台 3,292 千円

### 4. 問題点と施策の方向

#### (1)現況と問題点

駅周辺には、1 か所の自転車駐車場が整備され、合計 200 台分の駐車スペースが確保されている。練馬区と隣接しており、放置規制を行っている。

#### (2)対策

放置規制の実効性が上がるよう、練馬区との連携を密にする。

### 5. 鉄道事業者の取り組み

放置自転車クリーンキャンペーンなど、中野区の放置自転車対策に協力する。

## 中野区自転車等駐車対策協議会委員名簿

区分	団体・役職・職業	氏名
学識経験者(2人)	東洋大学国際地域学部 国際地域学科教授	会長 太田 勝敏
	交通評論家	副会長 諸岡 昭二
警察署(2人)	警視庁中野警察署交通課長	加藤 敬三
	警視庁野方警察署交通課長(交通官)	前 芳男(第2回まで) 荻野 俊行
鉄道事業者(4人)	東日本旅客鉄道(株)東京支社企画室 副課長	加賀 勇幸(第3回まで) 小林 俊雄
	東京地下鉄(株)鉄道本部計画管理部 計画課 課長補佐	松坂 義徳
	西武鉄道(株)計画管理部課長補佐	石原 伸吾
	東京都交通局都庁前駅務管理所長	加納 卓夫
東京都第三建設事務所 (1人)	東京都第三建設事務所管理課長	海老原 正春
東京都自転車商協同組合 (2人)	東京都自転車商協同組合中野支部長	村田 伸治
	東京都自転車商協同組合野方支部長	岩崎 泰一郎
交通安全協会(2人)	中野交通安全協会会长	折原 烈男
	野方交通安全協会会长	上埜 健太郎
中野区商店街連合会 (1人)	中野区商店街連合会 防災・防犯交通対策部副部長	豊田 青一
中野区町会連合会(1人)	中野区町会連合会会长	石川 誠一
地区交通安全協議会 (2人)	桃園地区交通安全協議会会长	川島 福壽
	鍋横地区交通安全協議会副会長	江藤 利雄
公募区民(2人)	区民	松田 容子
	区民	大谷 かず代

計 19 名

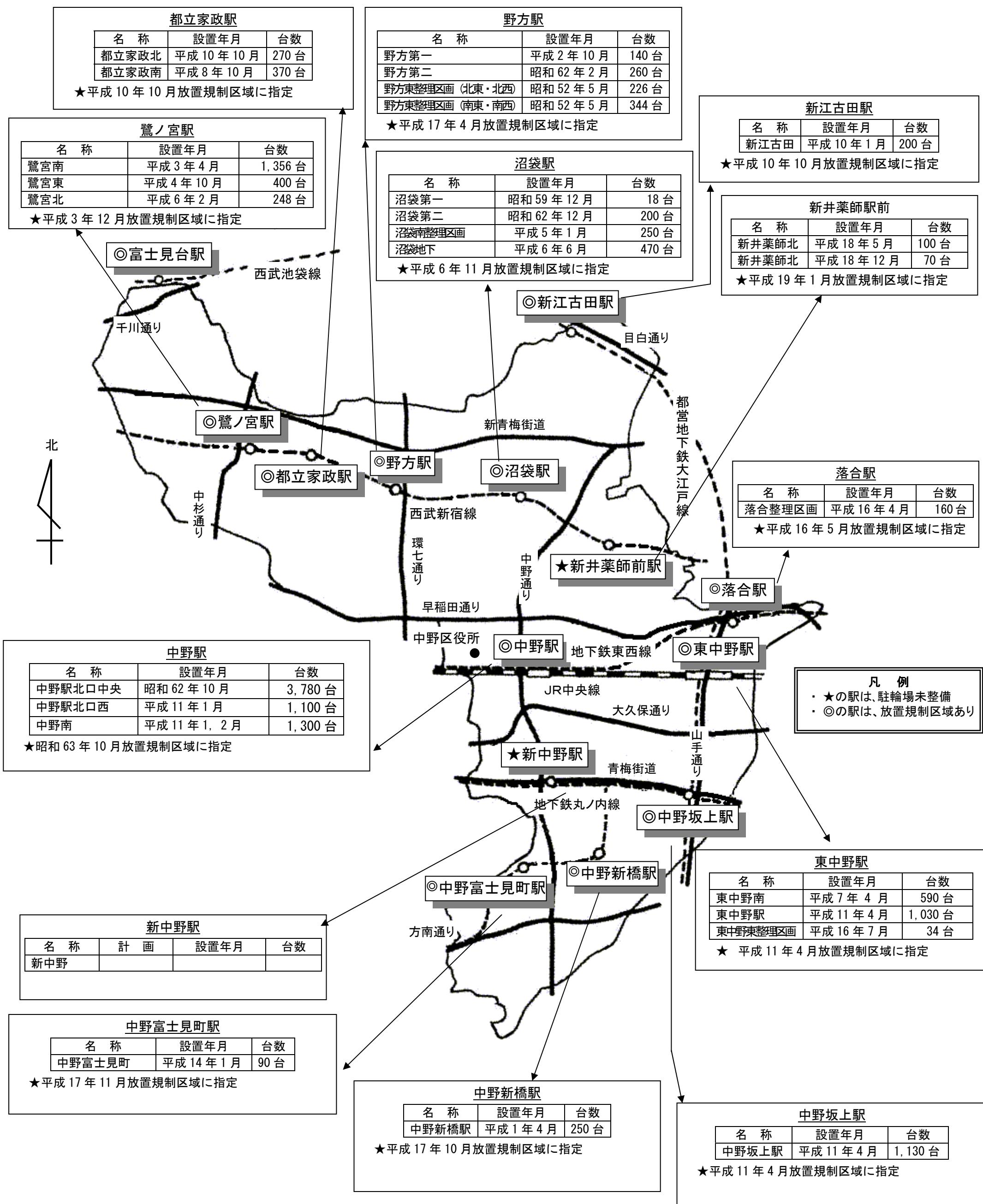
**審議経過**

開催年月日		主な内容
第1回	平成18年6月5日(月)	委嘱式 助役あいさつ 委員自己紹介 会長及び副会長の互選 質問 質問内容、配布資料の説明
第2回	平成18年8月7日(月)	1 現在の自転車対策に対する評価等について (1)各駅の自転車対策の現況について (2)自転車対策の費用について 2 今後取組むべき施策について (1)放置自転車の撤去について (2)自転車駐車場の整備・運営について (3)鉄道事業者・道路管理者の役割 (4)自転車利用者への啓発・指導の強化 (5)自転車利用の適正化 (6)買い物客用自転車駐車場の整備 (7)近隣区との連携 (8)自転車走行環境の整備 (9)レンタサイクルシステム(RCS)の検討
第3回	平成18年10月13日(金)	1 議題 (1)鉄道事業者・道路管理者の役割 (2)買い物客用自転車駐車場の整備 (3)レンタサイクルシステム(RCS)の検討 2 関連事項 (1)近隣区との連携 (2)自転車走行環境の整備
第4回	平成18年12月18日(月)	答申(案)とりまとめ
第5回	平成19年1月22日(月)	答申

# 資料

- 資料 1 各駅の自転車対策の現況について・自転車駐車場一覧表
- 資料 2 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- 資料 3 運輸省鉄道局長通達(平成 6 年 6 月 10 日 鉄都第 44 号)
- 資料 4 中野区自転車等放置防止条例・同施行規則抜粋
- 資料 5 最近の自転車による道路交通法違反の主たる事例
- 資料 6 路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について

## 各駅の自転車対策の現況について



## 自 車 云 車 馬 主 車 場 一 覧 表

平成18年 12月20日現在

駅名	数	名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	収容台数(台)	条例種別	土地所有者	管理者	開設年月日	使用料
中野	3	中野駅北口中央自転車駐車場	中野四丁目9番先	延床 4,148 (敷地2,541) (バイク置場 125)	3,810 (1日 2,342) (バイク1日30)	有料制	国	区	'87. 5. 1 (昭62) '10. 1 増築 '02. '03. 4. 1 北口広場増設 '04. 9. 27 (平15) 北口広場増設 '06. 12. 20 バイク置場設置	1F2,200円/月 6,000円/3か月 2F1,900円/月 5,100円/3か月 100円/日 バイク300円/日
		中野駅北口西自転車駐車場	中野四丁目9番	1,081	1,100	有料制	開発公社	区	'99. 1. 1 (平11) 開設'02. 7. 1 (平14) 増	1,900円/月 5,100円/3か月
		中野南自転車駐車場	中野二丁目26番	1,712	1,300 (1日400)(バイ ク1日50)	有料制	民間 開発公社	区	(東) '99. 1. 1 (平11) (西) '99. 2. 1 (平11)	1,100円/月 3,000円/3か月 100円/日 バイク200円/日
東中野	3	東中野駅自転車駐車場	東中野三丁目9番先	1,710	(1日230) 1,030	有料制	都	区	'99. 4. 1 (平11)	1,600円/月 4,200円/3か月 100円/日
		東中野南自転車駐車場	東中野一丁目53番	676	(1日192) 590	有料制	区	区	'95. 4. 1 (平7)	1,600円/月 4,200円/3か月 100円/日
		東中野東自転車等駐車整理区画	東中野五丁目3番先	35	34	整理区画	区	区	'04. 7. 1 (平16)	4,800円/半年 9,600円/年
鷺ノ宮	3	鷺宮南自転車駐車場	白鷺二丁目49番 及び白鷺三丁目1番	1,692	1,356 (1日287) (バイク1日50)	有料制	区	区	'91. 4. 1 (平3)	1,100円/月 3,000円/3か月 100円/日
		鷺宮東自転車駐車場	若宮三丁目56番	545	(1日120) 400	有料制	区	区	'92. 10. 1 (平4)	1,600円/月 4,200円/3か月 100円/日
		鷺宮北自転車駐車場	鷺宮三丁目30番	298	248 (1日60)	有料制	区'04. 3.3公社から	区	'94. 2. 1 (平6)	1,900円/月 5,100円/3か月 100円/日
野方	4	野方第一自転車駐車場	野方五丁目32番	170	140 (1日140)	有料制	区	区	'90. 10. 1 (平2) 有料化'05. 1. 4 (平17)	100円/日
		野方第二自転車駐車場	野方五丁目32番	263	260	有料制	区	区	'87. 2. 16 (昭62) 登録→有料'05. 4. 1 (平17)	1,900円/月 5,100円/3か月
		野方東自転車等駐車整理区画 (北)	野方六丁目1番先	135	226	整理区画	都	区	'77. 5. 1 (昭52) 有料化'05. 1. 4 (平17)	4,800円/半年 9,600円/年
		野方東自転車等駐車整理区画 (南)	野方五丁目25~26番	205	344	整理区画	都	区	'77. 5. 1 (昭52) 有料化'05. 1. 4 (平17)	4,800円/半年 9,600円/年
沼袋	4	沼袋第一自転車駐車場	沼袋三丁目1番先	50	18(1日4) (バイク1日14)	有料制	区	区	'84. 12. 24 (昭59) 有料化'05. 1. 4 (平17)	自転車100円/日 バイク200円/日
		沼袋第二自転車駐車場	沼袋一丁目7番先 及び三丁目1番先	230	200 (1日48)	有料制	都	区	'87. 12. 1 (昭62)	1,900円/月 5,100円/3か月 100円/日
		沼袋南自転車等駐車整理区画	沼袋三丁目1番先	150	250	整理区画	区	区	'78. 10. 1 有料化'05. 1. 4	4,800円/半年 9,600円/年
		沼袋地下自転車駐車場	沼袋一丁目34番14号	759	470 (1日100)	有料制	区	区	'94. 6. 1 (平6) '03. 4. 1 (平15) 減	1,600円/月 4,200円/3か月 100円/日
中野新橋	1	中野新橋駅自転車駐車場	弥生町二丁目24番	252	250 (1日50)	有料制	区	区	'89. 4. 1 (平元) '05. 10. 1 有料化	1,900円/月 5,100円/3か月 100円/日
都立家政	2	都立家政南自転車駐車場	若宮三丁目15番12号	289	370 (1日122)	有料制	区'04. 3.3公社から	区	'96. 10. 1 (平8)	1,900円/月 5,100円/3か月 100円/日
		都立家政北自転車駐車場	鷺宮一丁目26番4号	349	(1日40) 270	有料制	民間	区	'98. 10. 1 (平10)	1,900円/月 5,100円/3か月 100円/日
新江古田	1	新江古田自転車駐車場	江原町二丁目29番17号	273	200	登録制	民間	区	'98. 1. 1 (平10)	5,000円/年
中野坂上	1	中野坂上駅自転車駐車場	中央二丁目8番先	1,588	(1日230) 1,130	有料制	都	区	'99. 4. 1 (平11)	1,600円/月 4,200円/3か月
中野富士見	1	中野富士見町自転車駐車場	弥生町五丁目23番17号	111	90	登録制	民間	区	'02. 1. 1 (平14)	5,000円/年
落合	1	落合自転車等駐車整理区画	東中野三丁目14番先	188	(1日20) 160	整理区画	都	区	'04. 4. 1 (平16)	3,000円/半年 5,000円/年 100円/日
新井薬師前	2	新井薬師北自転車駐車場	上高田五丁目43番6号	99	(1日20) 100	有料制	民間	区	'06. 5. 1 (平18)	1,900円/月 5,100円/3か月 100円/日
		新井薬師南自転車駐車場	上高田三丁目36番	80	70	有料制	民間	区	'06. 12. 1 (平18)	1,700円/月 4,500円/3か月
合計	26			17,008	自転車 14,416	うちバイク 1 日 (144 台)				

※有料制 (13,112 台) 定期 (8,583 台) 一日 (4,385 台) バイク 1 日 (144 台) ※登録制 (290 台) ※駐車整理区画(1,014 台)

## 資料 2

### ○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(昭和五十五年十一月二十五日)

(法律第八十七号)

第九十三回臨時国会

鈴木(善幸)内閣

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律をここに公布する。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(平五法九七・改称)

(目的)

第一条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に關し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(平五法九七・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。)をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

(平五法九七・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(平五法九七・一部改正)

(良好な自転車交通網の形成)

第四条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行のことのできる路側帯、

自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

- 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第五条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパー・マーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパー・マーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。

- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

- 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等(自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるもの)の撤去等に努めるものとする。

(平五法九七・一部改正)

第六条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 4 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。
- 5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。
- 6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

(平五法九七・追加)

(総合計画)

第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画(以下「総合計画」という。)を定めることができる。

- 2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合計画の対象とする区域
  - 二 総合計画の目標及び期間
  - 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
  - 四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者(以下「設置協力鉄道事業者」という。)の講ずる措置
  - 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
  - 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
  - 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項
- 3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たつては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者(第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。)と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

(平五法九七・追加)

(自転車等駐車対策協議会)

第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(平五法九七・追加)

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第九条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

(平五法九七・旧第六条繰下・一部改正)

(都市計画等における配慮)

第十条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(平五法九七・旧第七条繰下・一部改正)

(交通安全活動の推進)

第十二条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(平五法九七・旧第八条繰下)

(自転車等の利用者の責務)

第十二条　自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

- 2　自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車を放置することのないように努めなければならない。
- 3　自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならぬ。

(平五法九七・旧第九条繰下・一部改正)

(自転車の安全性の確保)

第十三条　国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(平五法九七・旧第十条繰下)

(自転車製造業者等の責務)

第十四条　自転車の製造(組立を含む。以下同じ。)を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

- 2　自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。
- 3　国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(平五法九七・旧第十一条繰下)

(国の助成措置等)

第十五条　国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

- 2　国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
- 3　国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。
- 4　国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者で必要と認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。
- 5　国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共

団体に対し、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(平五法九七・旧第十二条繰下・一部改正)

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和五六年政令第一四九号で昭和五六年五月二〇日から施行)

#### 附 則 (平成五年一二月二二日法律第九七号)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成六年政令第一四八号で平成六年六月二〇日から施行)

2 改正後の第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかかわらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。

### 資料3

改正自転車法施行に伴う運輸省通達

鉄都第44号  
平成6年6月10日

各地方運輸局長

各旅客鉄道株式会社代表取締役社長 あて

日本民営鉄道協会会长

公営交通事業協会会长

運輸省鉄道局長

#### 「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律」の施行について

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成5年12月22日法律第97号、以下「改正法」という。）については、本年6月20日から施行されることとなった。

改正法においては、鉄道事業者と地方公共団体及び道路管理者の一体的な協力関係の下で計画的かつ効率的に自転車等駐車場の整備を進める趣旨から、鉄道事業者に対して、従来の用地提供協力義務に加え、地方公共団体及び道路管理者との協力体制の整備、自転車等駐車対策協議会への参画、市町村による鉄道事業者の講ずる措置を含む自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定等が規定されている。

昭和55年の自転車法制定以来、関係者の不断の努力にもかかわらず、放置自転車問題が解決には程遠い現況にあることにかんがみ、鉄道事業者が放置自転車問題に対して単なる協力者として受動的な立場で対応するのではなく、地方公共団体及び道路管理者との適切な連携のもとで放置自転車問題の解決に自らも主体的に取り組むべき旨を明らかにしたものである。貴職におかれても、鉄道駅周辺における自転車等の駐車需要が大量に生じている実情を十分に認識し、この法改正の趣旨に即して、下記事項について積極的に対応することにより、従前以上により強力に自転車等駐車場の整備促進に取り組むこととされたい。

記

## 1 鉄道事業者の協力体制の整備について

鉄道事業者は、鉄道駅周辺における自転車等の駐車需要が大量に生じている実情を十分に認識し、当該地域における自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体及び道路管理者との協力体制の整備に努めること。

## 2 市町村の主催する自転車等駐車対策協議会への参画について

- ① 市町村長より委員就任要請があった場合には、委員として鉄道事業者の代表としての責任ある立場にある者を参画させること。
- ② 協議会の場においては、積極的かつ誠実に対応すること。

## 3 市町村からの総合計画実の協議等の場面における鉄道事業者としての対応体制の明確化について

- ①鉄道事業者は、社内の緊密な連絡体制の整備を図るとともに、連絡窓口となる部局を本社及び支社単位で明確化し、これを市町村等の関係者に明示すること。
- ②市町村等の関係者からの協力要請箇所及び要請事項について、上記体制の下で常に十分な把握に努めること。

## 4 自転車等駐車場利用可能用地の精査等鉄道事業者としての対応について

- ①高架下、駅前広場、法面等の駅周辺用地のうち、自転車等駐車場としての利用が可能な用地の有無について、常に十分な精査に努めること。
- ②長期の使用には応じられない場合であっても、暫定的に期間を明示して用地を貸し付ける等の対応を図るように努めること。
- ③改正法の目的及び内容並びに本通達の内容について、関係社員に対し、周知・徹底を図ること。
- ④新駅設置又は駅施設若しくはその周辺の大改良の際には、鉄道事業者は、地方公共団体及び道路管理者と相互に協力し、計画段階において必要な自転車等駐車場の確保が図られるように努めること。
- ⑤鉄道事業者は、単に用地の譲渡、貸付け等の措置を講ずるだけでなく必要に応じ自ら自転車等駐車場の設営にも努めること。

## 資料4

### 中野区自転車等放置防止条例

昭和 63 年 3 月 31 日  
条例第 15 号

#### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 自転車等の放置防止に関する責務(第 3 条—第 9 条)
- 第 3 章 施設設置者の自転車駐車場設置義務(第 10 条—第 22 条)
- 第 4 章 放置自転車等の規制(第 23 条—第 30 条)
- 第 4 章の 2 自転車等駐車整理区画(第 30 条の 2—第 30 条の 10)
- 第 5 章 自転車等駐車対策協議会(第 31 条—第 34 条)
- 第 6 章 雜則(第 35 条・第 36 条)

#### 附則

##### 第 1 章 総則 (目的)

第 1 条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号。以下「法」という。)に定めるもののほか、公共の場所における自転車等の放置を防止するため、その規制措置及び自転車駐車場の設置義務等に関し必要な事項を定めることにより、安全で良好な都市環境を確保することを目的とする。

##### (用語)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所をいう。
- (2) 自転車等 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (4) 放置 自転車等が自転車駐車場以外の場所に置かれていて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態をいう。
- (5) 施設設置者 官公署、学校等公益的施設の設置者又は百貨店、スーパーマーケット、金融機関、遊技場等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者をいう。

##### 第 2 章 自転車等の放置防止に関する責務 (区長の責務)

第 3 条 区長は、自転車等の駐車需要の集中する鉄道駅周辺及び自転車等の駐車需要が著しくなることが予想される地域においては、鉄道事業者等による自転車駐車場の設置を誘導し、又は必要に応じて自ら自転車駐車場を設置し、若しくは拡充するよう努めなければならない。

- 2 区長は、この条例に定めるもののほか、自転車等の放置防止のために、警察署その他の官公署に対する協力要請及び自転車等の利用者、

施設設置者等に対する指導、啓発等必要な措置を講じなければならない。

(区民の責務)

第4条 区民は、近距離にある鉄道駅等への交通手段としては、自転車等の利用を自粛するよう努めなければならない。

(自転車等の利用者の責務)

第5条 自転車等の利用者は、自転車等を公共の場所に放置してはならない。

- 2 自転車等の所有者又は利用者(以下「所有者等」という。)は、その所有又は利用に係る自転車等に自己の住所、氏名等を明記するよう努めなければならない。

(自転車等の小売業者の責務)

第6条 自転車等の小売業者は、その販売する自転車等について、所有者等が自己の住所、氏名等を明記するよう勧奨に努めなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第7条 鉄道事業者は、その鉄道の利用者のために、積極的に鉄道駅周辺に自転車駐車場を設置するよう努めなければならない。

- 2 鉄道事業者は、区長が公共の用に供する自転車駐車場を鉄道駅周辺に設置するため、鉄道用地の提供を申し入れたときは、当該用地の譲渡、貸付けその他の方法により協力するよう努めなければならない。

(施設設置者の責務)

第8条 施設設置者は、次章に定めるものを除くほか、その施設の利用者のために、必要かつ十分な広さの自転車駐車場を設置するよう努めなければならない。

- 2 施設設置者は、自転車整理員の配置等の方法により、その施設における駐車自転車等の整理及びその施設の周辺における自転車等の放置防止に努めなければならない。

(区民等の協力義務)

第9条 区民等第4条から前条までに定める者は、この条例の規定に基づく区長の措置について、区長の要請があつたときは、積極的に協力するよう努めなければならない。

### 第3章 施設設置者の自転車駐車場設置義務

(自転車駐車場設置義務区域の指定)

第10条 法第5条第4項の規定に基づき条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる商業地域及び近隣商業地域に指定された地域の全域とする。

(施設を新築する場合の自転車駐車場の規模)

第11条 指定区域内において、次の表中(ア)欄に掲げる用途に供する施設で(イ)欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、(ウ)欄に掲げる算定方法による規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は規則で定める近隣の場所に設置しなければならない。

(ア)	(イ)	(ウ)
施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模

百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店	店舗面積が 400 平方メートル以上のもの	店舗面積 20 平方メートルごとに 1 台
銀行、信用金庫その他の金融機関	店舗面積が 500 平方メートル以上のもの	店舗面積 25 平方メートルごとに 1 台
ぱちんこ屋、ゲームセンターその他の遊技場	店舗面積が 300 平方メートル以上のもの	店舗面積 15 平方メートルごとに 1 台
スポーツ、体育、健康の増進を目的とする施設	運動場面積が 500 平方メートル以上のもの	運動場面積 25 平方メートルごとに 1 台
学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が 300 平方メートル以上のもの	教室面積 15 平方メートルごとに 1 台

考 この表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模に 1 台未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の表中店舗面積、運動場面積及び教室面積(以下「店舗面積等」という。)の算定方法は、規則で定める。

(混合用途施設を新築する場合の自転車駐車場の規模)

第 12 条 前条第 1 項の表(ア)欄に掲げる用途の 2 以上に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該各用途に供する店舗面積等ごとに同表(ウ)欄の規定により算定した自転車駐車場の規模の合計が 20 台以上である場合に、その合計を当該施設の自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

(大規模施設を新築する場合の自転車駐車場の規模)

第 13 条 前 2 条の規定により算定した自転車駐車場の規模が 200 台を超える施設の新築については、当該規模から 200 台を超える部分の 2 分の 1 を減じた規模を当該施設の自転車駐車場の規模とみなして、第 11 条の規定を適用する。

(施設を増築する場合の自転車駐車場の規模)

第 14 条 指定区域内において、第 11 条第 1 項の表(ア)欄の用途に供する施設の増築をしようとする者は、当該増築後の施設(この条例の施行前に建築された部分(第 16 条の規定によりこの条例の適用を受けなかつた部分を含む。)を除く。)をすべて新築したものとみなした場合に前 3 条の規定の適用を受けるときは、前 3 条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現に設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

(施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合の条例の適用)

第 15 条 新築又は増築に係る施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設の全部について第 11 条から前条までの規定を適用する。

(条例の適用除外)

第 16 条 指定区域内において、指定区域となつた日から起算して 6 月以内に施設の新築又は増築に係る確認(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条に規定する確認をいう。)を受けた者については、

当該新築又は増築に限り第 11 条から第 14 条までの規定は適用しない。

(自転車駐車場の構造及び設備)

第 17 条 第 11 条から第 14 条までの規定により設置される自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

(自転車駐車場設置の届出)

第 18 条 第 11 条から第 14 条までの規定に基づき自転車駐車場を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも同様とする。

(自転車駐車場の管理)

第 19 条 第 11 条から第 14 条までの規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第 20 条 区長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は施設若しくは自転車駐車場に職員を立ち入らせ、検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第 21 条 区長は、第 11 条から第 14 条まで、第 17 条又は第 19 条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を行うよう命ずることができる。

- 2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(違反者氏名等の公表)

第 22 条 区長は、次の各号の一に該当する違反行為をした者の氏名及びその事実を公表することができる。この場合において、当該違反行為が法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員により、その法人又は人の業務又は財産に関し行われたものであるときは、その法人の名称又は人の氏名についても公表することができる。

- (1) 前条第 1 項の規定による区長の命令に従わなかつた者  
(2) 第 20 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 4 章 放置自転車等の規制

(規制区域の指定)

第 23 条 区長は、次の各号に掲げる要件を備えた地域を、自転車等の放置を規制する区域(以下「規制区域」という。)として指定することができる。

- (1) 鉄道駅又は大規模商店街の周辺地域であること。
  - (2) 公共の用に供する自転車駐車場が設置されている地域であること。
  - (3) 大量の自転車等の放置が認められる地域であること。
  - (4) 繼続して自転車等の放置を規制しなければ、前号に規定する状態になるおそれがある地域であること。
- 2 区長は、前項の規定により規制区域を指定しようとするときは、規制の適用日を定めて告示しなければならない。
- 3 前項の告示は、規制の適用日の14日前までに行わなければならぬ。
- 4 前2項の規定は、規制区域を変更し、又は解除する場合について準用する。

(規制区域内における措置)

- 第24条 区長は、規制区域内に放置された自転車等を、その場所から撤去し、一定の保管場所において保管することができる。
- 2 区長は、規制区域内において、自転車等の利用者に対し、その場所が規制区域内である旨及び前項に規定する規制措置を行うことがある旨を、規則で定める方法により告知するものとする。
- 3 区長は、第1項に規定する規制措置を行おうとするときは、その前に、当該自転車等の利用者に対し、規則で定める方法により警告するものとする。ただし、自転車の放置の状態がその場所の機能を完全に喪失させ、又は著しく危険であると認めるときは、直ちに同項の規制措置を行うことができる。
- 4 区長は、第1項の規定により放置自転車を撤去し、保管したときは、当該自転車等を保管している旨及び区長が指定する方法によりこれを返還する旨を公示しなければならない。
- 5 区長は、第1項の規定により保管した自転車等の所有者等が明らかになつたときは、その者に、前項の規定により公示した事項を遅滞なく通知しなければならない。

(規制区域外における措置)

- 第25条 区長は、規制区域外において、次の各号の一に該当するときは、前条第1項に規定する規制措置を臨時に行うことができる。  
この場合における規制措置の実施にあたつては、同条第3項から第5項までの規定を準用する。
- (1) 大量の自転車等の放置により、当該公共の場所が危険な状態にあると認めるとき。
  - (2) 規制措置を行わなければ、前号に規定する状態になるおそれがあると認めるとき。
  - (3) 当該自転車等が継続して7日以上放置されていると認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定に基づき規制措置を行う場合を除き、必要があるときは、規制区域外に放置された自転車等を、その近隣の場所で通行等の障害とならない場所に移動することができる。
- (撤去自転車等の保管期間)
- 第26条 区長は、第24条第1項又は前条第1項の規定により撤去した自転車等(以下「撤去自転車等」という。)を規則で定める期間

保管するものとする。ただし、明らかに自転車等としての機能を喪失しているものについては、この限りでない。

(撤去自転車等の返還)

第 27 条 撤去自転車等の所有者等は、第 24 条第 4 項の公示において区長が指定した方法により当該撤去自転車等を引き取らなければならぬ。この場合において、区長が必要と認めるときは、引取人は、当該撤去自転車等の所有者等又はその代理人であることを明らかにしなければならない。

- 2 区長は、前項の引取人が当該撤去自転車等の所有者等又はその代理人であることを確認したときは、その者に当該撤去自転車等を返還しなければならない。

(保管期間を経過した撤去自転車等の処分)

第 28 条 区長は、第 26 条本文の規定に基づき規則で定める期間を経過してもなお返還することができない撤去自転車等について、法第 6 条第 3 項の規定により、売却してその売却代金を保管し、又は廃棄等の処分をすることができる。

- 2 区長は、前項の規定により撤去自転車等を売却する場合においては、自転車等の安全利用の確保等のため、売却の相手方を指定することができる。

(売却代金の返還)

第 29 条 前条第 1 項の規定により撤去自転車等を売却した場合において、第 24 条第 4 項の規定による公示の日から 6 か月を経過する日までに当該撤去自転車等の所有者等がその返還を求めたときは、その売却代金を返還するものとする。

- 2 第 27 条第 1 項後段及び第 2 項の規定は、前項に規定する売却代金の返還について準用する。

(撤去費用等の徴収)

第 30 条 区長は、第 27 条第 2 項の規定により撤去自転車等を返還するとき及び前条第 1 項の規定により売却代金を返還するときは、撤去、保管等に要した費用として、自転車については 5,000 円の範囲内で、原動機付自転車については 6,000 円の範囲内でそれぞれ規則で定める額を当該所有者等から徴収することができる。

## 第 4 章の 2 自転車等駐車整理区画

(自転車等駐車整理区画の設定)

第 30 条の 2 区長は、自転車の駐車及び整理のために必要があると認めるときは、自転車等駐車整理区画(以下「整理区画」という。)を設定することができる。

(利用の形態)

第 30 条の 3 整理区画の利用の形態は、規則で定める登録の有効期間中の利用(以下「登録利用」という。)及び 1 日を単位とする利用(以下「1 日利用」という。)とし、整理区画ごとに規則で定めるものとする。

(利用対象車両)

第 30 条の 4 整理区画に駐車することができる車両は、自転車とする。ただし、規則で定める整理区画においては、原動機付自転車及び自動二輪車を駐車することができる。

(利用対象者)

第30条の5 整理区画を利用することができる者は、自転車を通勤又は通学のために利用する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、区長が特に必要と認める者は、この限りでない。

- (1) 中野区若しくは中野区に隣接する特別区の区域内(以下「区内等」という。)に住所を有する者、区内等に存する事務所等に勤務する者又は区内等に存する学校に在学する者
- (2) 前号の住所、事務所等又は学校が整理区画の最寄りの駅から規則で定める距離にある者

2 1日利用については、前項の規定を適用しない。

(登録の承認)

第30条の6 登録利用をしようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、登録の承認を受けなければならぬ。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。

- (1) 整理区画における車両の収容台数を超えるとき。
- (2) その他区長が特に必要と認めるとき。

(登録の取消し)

第30条の7 区長は、前条第1項の登録の承認を受けた者(以下「登録者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第30条の5第1項に規定する要件に該当しなくなつたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) その他区長が整理区画の管理上必要と認めるとき。

(整理手数料)

第30条の8 登録者は利用の前に、1日利用をしようとする者は利用の都度整理手数料を納付しなければならない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、当該整理手数料を免除することができる。

2 前項の規定により納付すべき整理手数料の額は、次の表に定める額の範囲内で、規則で定める。

種類	整理手数料の額	
自転車	登録利用	1台につき 12,000 円
	1日利用	1台につき 200 円
原動機付自転車及び自動二輪車	登録利用	1台につき 24,000 円
	1日利用	1台につき 400 円

3 既納の整理手数料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第30条の9 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、整理区画の利用を制限することができる。

- (1) 当該整理区画における車両の収容台数を超えるとき。
- (2) その他整理区画の管理上支障があるとき。

(違反車両の移送及び保管)

第 30 条の 10 区長は、整理区画内において次の各号のいずれかに該当する車両があるときは、これを一定の場所に移送し、保管することができる。

- (1) 登録利用に必要な登録を受けていない車両
- (2) 納付すべき整理手数料を納付していない車両
- (3) その他、この条例又はこの条例に基づく規則に違反した利用をしている車両で、区長が整理区画の管理上移送を必要と認めるもの

2 第 24 条第 4 項及び第 5 項並びに第 26 条から第 30 条までの規定は、整理区画内から移送し、保管した車両について準用する。

## 第 5 章 自転車等駐車対策協議会

### (設置)

第 31 条 法第 8 条の規定に基づき、区長の附属機関として、中野区自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (委員)

第 32 条 協議会の委員は、30 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 警察、道路管理者等自転車等の駐車対策に関する者
- (2) 鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による区民

### (任期)

第 33 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (組織及び運営)

第 34 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会に必要に応じて部会を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 雜則

### (民営自転車駐車場に対する補助)

第 35 条 区長は、公共の用に供する民営の自転車駐車場の設置が自転車等の放置防止に寄与するものであると認めるときは、別に定めるところにより、その設置者に対して当該自転車駐車場の設置に要する費用の一部を補助することができる。ただし、第 3 章の規定により設置されるものを除く。

### (委任)

第 36 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

### 附 則

この条例は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条の規定は、昭和 63 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 6 月 21 日条例第 32 号)

この条例は、平成 5 年 6 月 25 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 22 日条例第 15 号)

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第 4 章の規定は、平成 7 年 4 月 1 日以後に撤去した自転車等について適用し、同日前に撤去した自転車等については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 3 月 27 日条例第 41 号)

- 1 この条例は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 30 条の改正規定及び次項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第 30 条の規定は、平成 13 年 7 月 1 日以後に撤去した自転車等に係る撤去費用等の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る撤去費用等の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 12 月 16 日条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行する。

中野区自転車等放置防止条例施行規則抜粋

昭和 63 年 9 月 14 日  
規則第 62 号

(会議の運営方法)

第 32 条 中野区自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、資料の提出及びその説明並びに意見の聴取のための会議への出席を求めることができる。

(部会)

第 33 条 特定の事項又は専門的事項について調査検討するため、協議会に部会を置く。

- 2 部会員は、委員並びに条例第 32 条第 1 号から第 3 号までに掲げる委員の属する機関又は団体が推薦する者のうちから会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 4 部会長は、部会を招集し、部会の会議を主宰する。

(庶務)

第 34 条 協議会の庶務は、都市整備部において処理する。

## 資料 5

### 最近の自転車による道路交通法違反の主たる事例 (道交法違反の逮捕又は違反切符の交付)

#### 1. ひき逃げ 平成5年2月

福岡市内で自転車同士の衝突事故で相手が負傷したのに現場から立ち去ったが、ひき逃げなどの疑いで書類送検された。負傷者も安全運転義務違反の容疑で書類送検、2人とも飲酒、無灯火走行をしていた。

#### ひき逃げ 平成17年11月

札幌市内で大学生（22才）が乗っていた自転車が、庭木の手入れをしていた77才（男性）の脚立に衝突し転倒し、頭を打って死亡。大学生はひき逃げと重過失致死容疑で逮捕。

#### 2. 2人乗り 平成18年7月

弘前市の男子学生（16才）が警察官の注意を無視、同級生の女子学生を自転車の荷台に乗せ、運転（乗車又は積載制限）で交通違反して（赤切符）を交付された。

#### 2人乗り 平成18年8月

仙台市で高校1年生の女子生徒が同級生を自転車の荷台に乗せ走行中、パトカーからの警告を無視したため（赤切符）が交付された。

#### 2人乗り 平成18年5月

川崎市の市道で2人乗りをしていた女子高校生に対し、警告を無視したため（赤切符）が交付された。

#### 3. 信号無視 平成5年3月

千葉市内で無職の男性（26才）が信号を無視したので、警察官は再三「戻りなさい」と呼びかけたにもかかわらず、信号を無視して道路を横断したため（赤切符）を交付された。

#### **4. 酒酔い運転（悪質運転） 平成17年4月**

酔ってふらつきながらJR奈良駅前の市道を自転車に乗った男性（56才）がすれ違った女性（84才）にぶつかって転倒させ重症を負わせた。酒酔い運転の現行犯で逮捕。

#### **酒酔い運転（悪質運転） 平成18年7月**

岩手県宮古市内で、36才の無職の女性が自転車を酔っ払い運転、路上で客待ちをしていたタクシー右後方に接触した。タクシー運転手に「ぶつかった」「どうしてくれるんだ」と主張、運転手と口論、警察官に暴言を繰り返したり、関係者に対し悪口雜言し、取り締まりに対し、「帰る」などと駄々をこねた。したがって「酒酔い運転」で逮捕。

#### **酒酔い運転（悪質運転） 平成18年11月**

千葉県野田市内で、56才男性が自転車を酔ってフラフラ運転。たびたび飲酒運転をしており、悪質なため酒酔い運転で逮捕された。

##### **（注）酒酔い運転**

○道路交通法での罰則は3年以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金

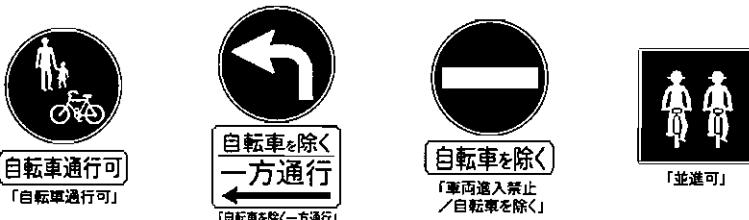
○行政罰としては違反点数25点以上で運転免許の取り消し（自転車は対象外）

# ご存知ですか？

## 自転車に関する標識と罰則の主たるもの

交通評論家 諸岡昭二

### 自転車に 関する標識



「並進可」の標識のない所で、友達の自転車と2台ならんで走行。

道路交通法第63条  
並進走行禁止

2万円以下の罰金  
又は科料

「とまれ」の標識があつたが、ベルを鳴らしながら停まらずに走り出した。

道路交通法第42条  
一時停止違反

2万円以下の罰金  
又は科料

2人乗り、後ろに立って乗るのがトレンドイー。

道路交通法第55条  
乗車又は荷物の方法

2万円以下の罰金  
又は科料

夜、前照灯をつけずに走行、街灯がついているから大丈夫。

道路交通法第52条  
夜間無灯火走行

5万円以下の罰金

歩道を走行中、のろのろ歩く歩行者にベルを鳴らし、避けさせた。

道路交通法第63条  
徐行違反

2万円以下の罰金  
又は科料

赤信号だけれど、ま、いいか、いっちゃお！

道路交通法第7条  
信号無視

3ヶ月以下の懲役又は  
5万円以下の罰金

歩道で歩行者にぶつかり、転んだようだったが、大丈夫そうだったのでそのまま走行。

道路交通法第72条  
故意過失(ひき逃げ)

5年以下の懲役又は  
50万円以下の罰金

歩行者専用道路を走行。  
だってみんなやってるし～。

道路交通法第8条  
通行の禁止等

3ヶ月以下の懲役又は  
5万円以下の罰金

駐輪場に入れるの面倒くさいからそのまま置いて行っちゃお！

道路交通法第76条  
道路放置物件

3ヶ月以下の懲役又は  
5万円以下の罰金

## 資料 6

### 路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について

平成18年11月15日 国道交安 第28号  
道路局地方道・環境課長から各地方整備局道  
路部長・北海道開発局建設部長・沖縄総合事  
務局開発建設部長・日本高速道路保有・債務  
返済機構担当部長・各都道府県担当部長・各  
政令市担当局長あて通達

今般、別添のとおり、路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針を作成したので、  
今後、道路附属物としての路上自転車・自動二輪車等駐車場を整備するに当たって  
は、これによられたく通知する。

都道府県におかれでは、貴管下市町村（地方道路公社も含む。）に対しても周知  
徹底されたくお願いする。

なお、自転車、原動機付自転車又は自動二輪車を駐車させるため必要な車輪止め  
装置その他の器具の占用については、本指針を参考とする旨、国土交通省道路局長  
から通知（平成18年11月15日、国道利 第31号）されているので申し添える。

(別添)

## 路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針

### 路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針 目次

#### 第1章 総 則

- 1-1 目的
- 1-2 適用の範囲
- 1-3 用語の定義
- 1-4 駐車対象車両

#### 第2章 設 計

- 2-1 駐車ます
- 2-2 収容方法
- 2-3 設置位置
- 2-4 配置
- 2-5 出入口
- 2-6 置場
- 2-7 柵等
- 2-8 上屋
- 2-9 歩道等の有効幅員
- 2-10 照明施設
- 2-11 排水施設
- 2-12 案内板
- 2-13 修景

#### 第3章 管 理

- 3-1 駐車場および周辺の管理
- 3-2 盗難防止

## 第1章 総 則

### 1-1 目的

本指針は、道路上の自転車及び自動二輪車等（原動機付自転車を含む）の駐車場の整備に関する一般的技術的指針を定め、その合理的な設計に資することを目的とする。

### 1-2 適用の範囲

本指針は、道路上に設置される駐車場のうち、平面駐車場を整備する場合に適用する。また、その整備にあたっては、本指針によるほか、建築基準法その他の関係法令の規定に十分配慮するものとする。

### 1-3 用語の定義

本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 自転車：道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 2) 原動機付自転車：道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- 3) 自動二輪車：道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- 4) 自動二輪車等：自動二輪車、原動機付自転車をいう。
- 5) 歩道：専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 6) 自転車道：専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 7) 自転車歩行者道：専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 8) 自転車・自動二輪車等駐車場：自転車・自動二輪車等の駐車ための施設であって、一般公共の用に供されるものをいう。
- 9) 路上自転車・自動二輪車等駐車場：道路上に区画線あるいは縁石、柵等により区画して設けられた駐車場をいう。

### 1-4 駐車対象車両

路上自転車・自動二輪車等駐車場（以下、「駐車場」という。）の設計の対象となる車種は、自動二輪車、原動機付自転車、自転車とする。

## 第2章 設計

### 2-1 駐車ます

駐車ますの大きさは、下表に示す値以上とすることを原則とする。

表 駐車ますの大きさ（単位：m）

	長さ	幅員
自転車	1.9	0.6
原動機付自転車	1.9	0.8
自動二輪車	2.3	1.0

### 2-2 収容方法

駐車場内における自転車・自動二輪車等の駐車区画への収容方法、また自転車・自動二輪車等の配列方法は、計画駐車台数、敷地の形状面積、出入口の制約、利用対象者等を勘案して、利用しやすい方法を選定する。

### 2-3 設置位置

駐車場の設置にあたっては、植樹帯間や横断歩道橋下等の車両や歩行者等の通行の支障とならない位置であることとする。また、設置者が、事前に設置しようとする位置を管轄する都道府県公安委員会（以下、「公安委員会」という。）の意見を聴取（道路使用を伴う場合にあっては、当該位置を管轄する警察署長と事前に協議）した上で、交通の安全と円滑に支障のない位置に設けるものとする。

### 2-4 配置

駐車場の配置は、原則として次のとおりとする。

- ・ 自転車を対象とした駐車場を歩道等に設置する場合は、「歩道等側から出入り」
- ・ 自転車道が設置されている道路の区間に自転車を対象とした駐車場を設置する場合は、「自転車道側から出入り」
- ・ 自動二輪車等を対象とした駐車場は、「車道側から出入り」

設計に際しては、これらの配置分類を選定して、駐車場の設計等を行う。なお、配置分類の選定に際しては、設置者において、事前に設置しようとする位置を管轄する公安委員会の意見を聴取（道路使用を伴う場合にあっては、当該位置を管轄する警察署長と事前に協議）した上で決定する。

### 2-5 出入口

駐車場の出入口は、設置位置、自動車・自転車・歩行者等の交通量や自転車・自動二輪車等の動線等を勘案して設ける。また、車道側の出入口には、誤って自動車が進入しないように、四輪車進入防止用の柵等を設けるものとする。

## 2-6 置場

置場には、駐車可能な範囲、駐車の方向を示すため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号、以下、「標識令」という。）で定められた道路標識、道路標示、区画線を設置することとする。置場には、必要に応じてラック等の設備を設置する。

## 2-7 柵等

駐車場区画を明示するなどのため、車両の出入りする側を除き、駐車場の外周に縁石や柵等を設置するものとする。縁石や柵等は、自転車、歩行者等の通行の支障にならない位置に設置し、見通しのできる構造とする。

## 2-8 上屋

上屋は、必要に応じて設置するものとする。

## 2-9 歩道等の有効幅員

駐車場を設置した箇所における歩道等の有効幅員は、道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、歩道においては3.5m（歩行者交通量の多い道路）又は2m（その他の道路）以上、自転車歩行者道においては4m（歩行者交通量の多い道路）又は3m（その他の道路）以上確保することとする。

## 2-10 照明施設

駐車場には、自転車及び自動二輪車等の出し入れ、夜間における駐車車両の管理等の作業を考慮して、必要に応じて照明を設置するものとする。

## 2-11 排水施設

駐車場内の排水のために必要がある場合には、適当な排水施設を設けるものとする。

## 2-12 案内板

駐車場の利用案内や連絡先等を記した案内板を設置することとする。

## 2-13 修景

駐車場の修景にあたっては、駐車場が満車で利用されている状況を含め、周辺環境と調和するよう配慮するものとする。

上屋や柵等の色彩は、良好な景観形成に配慮した適切な色彩とする。

## 第3章 管理

### 3-1 駐車場および周辺の管理

駐車場の設置後は、駐車場内および駐車場周辺を良好な状態に保つよう、適切な管理を行うものとする。

### 3-2 盗難防止

駐車車両の盗難が発生しないように、盗難防止に配慮する。

平成19年1月22日 作成

「中野区自転車利用総合計画」策定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について（答申）

編集発行 中野区自転車等駐車対策協議会  
(庶務担当) 中野区 都市整備部 土木分野  
交通安全対策担当  
東京都中野区中野4丁目8番1号  
TEL 3389-1111 内線5731  
直通 TEL 3228-8886  
FAX 3228-5675  
E-mail:doboku@city.tokyo-nakano.lg.jp